

平成30年 9 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録

平成30年 9 月19日

場 所 第3委員会室

平成30年 9 月 19 日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙1)
- ・ 宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について (別紙2)
- ・ 家庭教育を支援するための施策の実績(平成29年度)について
- ・ 県が出資している法人等の経営状況について
一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター
公益財団法人宮崎県暴力追放センター

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について
- ・ 次期「宮崎県教育振興基本計画」の策定について
- ・ 第42回全国高等学校総合文化祭の結果について
- ・ 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について
- ・ みやざき特別支援教育推進プラン(改訂版)の素案について
- ・ 「学校における働き方改革推進プラン」の策定について
- ・ 宮崎県競技力向上対策本部設立及び競技力向上基本計画について
- ・ 運動部活動の活動時間及び休業日設定等に関する方針について
- ・ 平成30年度全国高等学校総合体育大会の結果について
- ・ 平成30年度全国中学校体育大会の結果について
- ・ 一ツ瀬川県民ゴルフ場のコース冠水被害について

出席委員 (6人)

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	横 田 照 夫
委 員	河 野 哲 也
委 員	凶 師 博 規

欠席委員 (1人)

委 員	中 野 廣 明
-----	---------

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	郷 治 知 道
警 務 部 長	大 塚 祥 央
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	中 川 正 純
生 活 安 全 部 長	河 野 重 定
刑 事 部 長	鬼 塚 博 美
交 通 部 長	廣 澤 康 介
警 備 部 長	谷 口 浩
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	福 栄 芳 政
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	藤 川 寿 治
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	児 島 孝 思
総 務 課 長	三 原 健
少 年 課 長	今 村 洋 一
生 活 環 境 課 長	上 平 賢 一
交 通 規 制 課 長	日 高 靖 和
運 転 免 許 課 長	日 高 好 章

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
-------	-------

副 教 育 長	武 田 宗 仁
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 田 郷 志
教 育 次 長 (教育振興担当)	金 子 文 雄
教 育 政 策 課 長	中 嶋 亮
財 務 福 利 課 長	柚木崎 誠一朗
育 英 資 金 室 長	重 盛 俊 郎
高 校 教 育 課 長	川 越 淳 一
義 務 教 育 課 長	黒 木 貴
特 別 支 援 教 育 課 長	酒 井 裕 市
教 職 員 課 長	黒 木 健 一
生 涯 学 習 課 長	後 藤 克 文
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	萩 尾 英 司
高 校 総 体 推 進 課 長	米 丸 麻 貴 生
文 化 財 課 長	谷 口 武 範
人 権 同 和 教 育 課 長	鎌 田 剛 史
図 書 館 長	金 子 洋 士
美 術 副 館 長	加 塩 美 昭
総 合 博 物 館 長	黒 木 義 博

企業局

企 業 局 長	岡 師 雄 一
副 局 長 (総 括)	佐 野 詔 藏
副 局 長 (技 術)	土 屋 喜 弘
技 監	喜 田 勝 彦
総 務 課 長	奥 浩 一
経 営 企 画 監	新 穂 浩 一
工 務 課 長	平 松 信 一
電 気 課 長	森 本 誠 二
施 設 管 理 課 長	山 下 正 次
総 合 制 御 課 長	上 石 浩

事務局職員出席者

政策調査課主査	甲 斐 健 一
議事課主任主事	石 山 敬 祐

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてです。お手元に配付をいたしております日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。それでは、まず、報告事項等について、本部長の説明を求めます。

○郷治警察本部長 おはようございます。警察本部長の郷治でございます。本日の常任委員会、よろしく願いいたします。

渡辺委員長を初め委員の皆様方には、日ごろから本県警察の運営に関しまして、御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、御審議いただきます報告につきましては、損害賠償額を定めたことについて、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についての2件であります。それぞれ担当部長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○大塚警務部長 それでは、平成30年9月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて、御報告いたします。

今回、御報告させていただく事案につきまし

では、公務中の警察官の交通事故が5件になります。

それでは、お手元の報告書に基づいて御説明いたします。

警察官の損害賠償事案については、報告書3ページの5行目、6行目、8行目、報告書4ページの1行目、3行目の内容になります。

まず、1番目の事故について説明します。

この事故につきましては、交通規制課の警察官が、平成29年11月14日午後0時10分ごろ、えびの市内の駐車場において、公用車を後退したところ、同駐車場に設置されていたエアコンの室外機に接触したものです。

過失割合は、相手方の過失は認められず、警察の過失が100%となります。

室内に設置のエアコンの本体が正常に作動しない可能性があったため、本体を含むセットでの修理を実施し、警察の任意保険から、その費用である26万1,360円を支払っています。

公用車につきましては、損傷もなく、修理の必要はありませんでした。

次に、2番目の事故について説明します。

この事故につきましては、都城警察署地域課の警察官が、平成29年12月27日の午後5時5分ごろ、交通事故発生の無線指令を受け、パトカーで赤色灯を点灯し、サイレンを鳴らして緊急走行中、信号規制のない交差点を通過した際に、右方から進行してきた相手方の車両と衝突したものです。

この事故の過失割合は、緊急走行中のパトカーが優先ではありますが、警察官が右方の安全確認不十分、相手方が前方の安全不確認といった理由から、警察側が20%、相手方が80%となっています。

なお、双方ともにけがはありませんでした。

この事故により、相手方に対し、警察の任意保険から過失割合に応じた修理費用として、10万4,872円を支払っています。

一方、パトカーにつきましては、修理費用として67万6,080円が必要となりましたが、相手方の任意保険から、過失割合に応じた金額の54万864円を支払ってもらっています。

残りの13万5,216円は、県警の車両整備費から補填し、修理を実施しております。

次に、3番目の事故について御説明します。

この事故は、捜査第一課の捜査員が、平成30年2月13日の午前7時15分ごろ、捜査中に宮崎市内の駐車場において、捜査用の車両を後退させたところ、相手方車両に衝突させ、前方のバンパー部分を損傷させたものです。

過失割合につきましては、相手方の車両は無人駐車中でしたので、警察側が100%となりまして、相手方に対する損害賠償額として、警察の任意保険から16万7,748円を支払っております。

警察車両につきましては、右後方部分を損傷したため、県警の車両整備費から修理費8万9,424円を支出して、修理を実施しております。

次に、4番目の事故について御説明します。

この事故は、延岡警察署地域課の警察官が、平成30年3月17日の午前9時54分ごろ、延岡市内の駐車場において発生した交通事故の処理を終了し、パトカーを前進させたところ、出入りに設置されていた金属製のポールに衝突したものです。

過失割合については、相手方が工作物ですので、警察側が100%となります。

相手方に対する損害賠償額として、県警の任意保険から9万6,120円を支出しております。

また、パトカーにつきましては、左前部分を損傷したため、県警の車両整備費から3万7,800

円を支出し、修理を実施しております。

最後に、5番目の事故について御説明します。

この事故は、延岡警察署交通課の警察官が、平成30年4月12日の午前10時23分ごろ、交通事故の捜査中に、延岡市内の宿泊施設の敷地内において、箱型の大型乗用車を移動させようとしたところ、宿泊施設の通路に設けられた高さ制限のある天井部分に、車の屋根を接触させて、天井の一部に亀裂が入ったものです。

過失割合については、相手方が工作物ですので、警察側の過失が100%となります。

この事故で、相手方に対する損害賠償額として、警察の任意保険から、修理に必要とした5万760円を支払っております。

警察車両につきましては、車両の屋根を損傷したため、県警の車両整備費から修理費2万1,600円を支出し、修理を実施しています。

県有車両による交通事故につきましては、以上の5件でありましたが、交通指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますので、引き続き防止対策を推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○鬼塚刑事部長 それでは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、県出資法人であります公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告いたします。

お手元の平成30年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の157ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県暴力追放センターの平成29年度の事業報告書について、御説明いたします。

まず、1の事業概要についてであります。平成29年度は、同センターの目的及び事業の一層の定着化を図るとともに、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除運動の活発化を図ったところであります。

次に、2の事業実績についてであります。公益財団法人宮崎県暴力追放センターが行う事業には収益事業はなく、全てが公益事業であり、平成29年度におきましては、157ページから160ページの表のとおり実施しております。

まず、事業名(1)暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業(公1)につきましては、①相談・助言事業として、常勤相談委員や弁護士等による相談受理。

②少年保護活動事業として、青少年に対する暴力団影響排除のための啓発活動。

③暴力団離脱更正促進事業として、宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会の開催等を通じた更正援助活動や社会復帰援助活動。

④被害者救済事業として、見舞金制度や民事訴訟支援貸付制度の周知活動等をそれぞれ実施いたしました。

次に、事業名(2)暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業(公2)につきましては、158ページから160ページに記載のとおり、①広報啓発事業として、宮崎県、宮崎県防犯協会連合会と共同しての、安全で安心なまちづくり県民のつどいの開催や、タウン誌等への暴排広報記事の掲載、暴力団の現状と対策のパンフレットの作成配布等の活動。

②民間暴力団排除団体等への支援事業として、反社会的勢力からの機関誌購読要求に対する事業所の不当購読拒否対策や暴力団対策研修会、暴力追放活動の支援の実施。

③少年指導委員に対する研修事業として、防犯協会との共催による研修会の開催。

④不当要求情報管理機関への援助事業として、不当要求情報管理機関である銀行や証券会社等の会議への出席。

⑤調査研究・情報収集事業として、宮崎県民暴研究会の開催や、各種研修会への参加等。

⑥不当要求防止責任者講習等事業として、県内13地区における講習会の実施等に取り組みました。

次に、経営状況等の詳細につきまして、平成30年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。同じ報告書の213ページをお開きください。

まず、概要についてであります。

宮崎県暴力追放センターは、財団法人宮崎県暴力追放県民会議の名称で、平成4年4月1日に設立され、平成19年に財団法人宮崎県暴力追放センターに名称変更が行われた後、平成20年からの公益法人制度改革に伴い、平成23年4月1日付で現在の公益財団法人宮崎県暴力追放センターになったものであります。

総出資額4億9,500万円は、現在の財団の基本財産であり、このうち、県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村の出資金となっております。

総出資額に対する県の出資比率は79.8%であります。

なお、平成29年度の代表理事・理事長は平野亘也氏であり、平野氏は、宮崎銀行頭取で、宮崎県銀行協会会長であります。

次に、県関与の状況についてであります。

まず、人的支援について説明いたします。

センターの役員は、理事10人と監事3人の合計13人であり、県職員の役員就任はありません。

県退職者としましては、常勤理事の1名と、非常勤理事の2名の計3名が就任をいたしております。

次に、県の財政支出等について御説明いたします。

平成29年度の県財政支出は、主な県財政支出の内容欄に記載された事業所暴力団等排除責任者講習委託事業の委託料1,063万2,000円のみであり、その他の補助金や交付金、負担金等はありません。

事業所暴力団等排除責任者講習委託事業費は、さきに述べました公益事業2の中の一つであります⑥不当要求防止責任者講習等事業の事業費であります。

この事業は、暴力団対策法の規定に基づき、暴力追放センターが公安委員会から委託を受けて実施している事業であり、事業の内容は、事業所の不当要求防止責任者に対して、反社会的勢力からの不当要求被害を防止するための講習会等を行っております。

平成29年度の実施結果は、警察署管轄の13地区において、講習回数30回、受講者932名でありました。

次に、実施事業であります。これはさきに述べたとおり、公益事業の1として4事業、公益事業の2として6事業の10事業を実施しております。

次に、活動指標についてであります。

暴力追放センターが行っている10の事業は、いずれも暴力追放及び暴力団排除運動のために必要な事業であります。その中でも、特に相

談・助言事業や不当要求防止責任者講習等事業、それに広報啓発事業に重きを置いて活動を行っております。

そこで、これらの事業活動の認知度状況やセンターの利用状況等を知るための指標として、暴力相談受理件数など三つを活動指標に掲げております。

まず、①の暴力相談受理でございますが、受理件数227件のうち最も多いのは、企業からの契約・取引における反社会的勢力排除のための暴力団該当性の照会の209件でありまして、全体の92%を占めております。

それ以外につきましては、暴力団等反社会的勢力が関係をします取引契約等のトラブル相談が3件、クレームの対応相談が3件、知人等とのトラブル相談が2件、家庭内のトラブル相談が3件等となっております。

②の研修会の参加者につきましては、委託事業である不当要求防止責任者講習会を初め、一般企業対象の暴排講習会、行政対象の暴排講習会等の各種講習会の参加者となります。

最後の③ホームページアクセス件数については、県民の暴追センターの認知度をあらわします一つの指標として掲げているものでありまして、アクセス件数が多いほど、暴追センターの認知度が高いと考えております。

それぞれの目標値については、過去5年間の実績値の平均よりやや高めの数値を設定いたしております。

各指標の達成度は、①の暴力相談受理件数75.7%、②の研修会参加者数99.1%、③のホームページへのアクセス数80.2%でありました。

次に、財務状況についてであります。次の214ページをお開きください。

財務状況の数字は1,000円単位で表示をしてお

り、1,000円未満は四捨五入をいたしております。

経常収益、経常費用等の詳細については、平成29年度事業報告書の161ページから164ページまでの3貸借対照表、4正味財産増減計算書、5財産目録などを後ほど御参照いただきたいと思います。

まず、財務状況のうち、左側の正味財産増減計算書の平成29年度の欄をごらんください。

平成29年度の収入に当たる経常収益は2,490万1,000円、支出に当たります経常費用は2,495万2,000円で、当期経常増減額はマイナス5万1,000円となり、経常収益が経常費用を下回っております。

経常外収益並びに経常外費用はありませんでしたので、平成29年度の当期一般正味財産増減額は5万1,000円の減額となっております。

平成29年度の一般正味財産期首残高は、831万4,000円でありましたので、平成29年度の一般正味財産期末残高は、当期一般正味財産期首残高に当期一般正味財産増減額の5万1,000円を差し引いた826万3,000円となります。

当期の一般正味財産期末残高826万3,000円の内訳は、次期繰越金726万3,000円と貸付原資産100万円であります。

次に、使途に制約が課せられた寄附金を含んだ指定正味財産の増減の部について説明します。

平成29年度は、指定正味財産期首残高4億9,900万円、同期末残高5億円であり、100万円の増額となっております。

100万円の増額は、平成25年度に設立をした暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産の平成29年度積立金100万円であります。

指定正味財産5億円の内訳は、基本財産4億9,500万円、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産500万円となります。

基本財産の4億9,500万円につきましては、国債、決済用普通預金口座で運用いたしております。

また、暴力団事務所使用差止請求とは、平成24年の暴力団対策法改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受けた各都道府県暴力追放センターが、暴力団組事務所の付近住民から委託を受けて、センターみずからが原告となり、暴力団事務所使用差止の民事訴訟を起こすことができるものであります。

宮崎県暴力追放センターでは、平成25年10月24日付で、その適格都道府県センターの認定を受けたことから、民事訴訟を行う経理的基盤として、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産を設立したものでございます。

次に、正味財産期末残高の5億826万3,000円は、一般正味財産期末残高826万3,000円と指定正味財産期末残高5億円の合計額となります。

次に、右側の貸借対照表の29年度の欄をごらんください。資産は、合計5億1,897万1,000円で、内訳は流動資産が757万1,000円、固定資産が5億1,140万円であります。

次に、負債は、合計1,070万8,000円で、内訳は流動負債が30万8,000円、固定負債が1,040万円となっており、これらの詳細な額につきましては、平成29年度事業報告書に添付されました3の貸借対照表のとおりであります。

次の正味財産5億826万3,000万円は、資産の5億1,897万1,000円から、負債合計の1,070万8,000円を差し引いた額であります。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率の実績値46.7%は、記載の算式のとおり、基本財産運用収益の437万円、特定資産受取利息4,000円に、賛助会費、寄附金の自己収入728万5,000円を加えました合計1,165

万9,000円を当期支出合計額の2,495万2,000円で割り、比率を算出したものでございます。

平成29年度の目標値60%に対しまして、実績値は46.7%でしたので、達成度は77.8%でありました。

今後も厳しい財政状況ではありますが、自己収入比率向上のため、基本財産の運用の見直し等の活動を積極的に推進し、目標値達成に向けて努力するよう指導してまいります。

次に②の管理比率の実績値20.8%についても、算式に基づき管理費518万5,000円を、当期支出合計額の2,495万2,000円で割り、比率を算出したものであります。

平成29年度の目標値30%に対して、実績値は20.8%で、目標値よりも管理費を低く抑えたこととなり、達成度は130.7%でありました。

今後とも、引き続き管理費の節減について指導してまいりたいと考えております。

最後に、総合評価についてであります。

県の評価は、「事業活動面については、県民の暴力団排除組織に対する支援活動の充実を図るとともに、責任者講習や暴力団排除のための広報啓発活動、暴力団排除のための暴力追放相談活動の充実など、暴力団排除に向けた支援活動を積極的に行っており、その実績は評価できる。」としております。

一方、財政面については、「国債、地方債の低金利が続いており、基本財産による利息収入が激減している状況であるため、今後も、基本財産の効果的運用による財源確保を図るなど、なお一層の自助努力が必要である。」としております。

また、活動内容及び組織運営については、Aで良好、財務内容についてはBでほぼ良好との評価を受けております。

続きまして、平成30年度の事業計画について御説明をいたします。提出報告書の165ページから166ページをお開きください。

1の事業概要についてであります。今年度においても、公益財団法人として、一層の定着を図るとともに、これまで以上に広報啓発活動、民間や自治体の暴排活動の支援、暴力相談事業等を積極的に推進することとしております。

2の事業計画についてであります。本年度も(1)の公益事業1、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業で4事業、(2)の公益事業2、暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業で6事業の、合わせて10の事業を推進していくこととしております。

次に、3の損益予算書についてであります。次の167ページをお開きください。

まず、大項目Ⅰの一般正味財産増減の部から説明をいたします。

(1)の経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費、事業収益、受取補助金等、受取寄附金、雑収益で構成され、合計2,352万4,776円となっており、前年度比で93万9,701円の増額となっております。

一方、(2)の経常費用につきましては、事業費2,465万7,000円、次の168ページに移りまして、管理費613万1,000円の合計3,078万8,000円となっております。

なお、経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額は、マイナス726万3,224円となっております。

また、平成30年度の一般正味財産期首残高は、826万3,224円ですので、平成30年度の一般正味財産期末残高は100万円となります。

この100万円は、一般正味財産で保有しており

ます貸付原資資産100万円であります。

次に、大項目Ⅱの指定正味財産増減の部について説明をいたします。

平成30年度の基本財産運用益436万9,000円は、一般正味財産に振りかえますので、基本財産の増減額はなく4億9,500万円のままとなります。

指定正味財産期末残高は、基本財産4億9,500万円、暴力団組事務所使用差止請求等費用運営資産500万円の合計額である5億円であります。

そこで、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の100万円に、指定正味財産5億円を加えた5億100万円となります。

なお、平成30年度の事業計画は、本年3月20日並びに5月25日開催の理事会で、また平成29年度の事業実績については、本年6月15日開催の評議員会において、それぞれ承認をされております。

全国の暴力団情勢は、六代目山口組から分裂した神戸山口組、さらに神戸山口組から分裂した任侠山口組が新たな暴力団組織を設立し、ますます混沌としている状況であり、暴力追放センターの役割は、今後ますます重要となりますので、これからも予算の効率的な運用と経費等の節減になお一層努めるとともに、宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動等を、官民一体となって積極的に実施していく所存であります。

今後とも、委員長を初め委員の皆様の宮崎県暴力追放センターに対する深い御理解と御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。報告事項に関する説明が終了いたしました。

報告事項についての質疑はございませんで

しょうか。

○徳重委員 事故の関係で、先ほど御報告いただいたところですけど、警察官の過失が100%というのが二つあったかと思いますが、もちろんそれなりに努力はしてこられたと思うんですが、100%というのは、どうしても、何か足りないところがあるんじゃないかと。警察官が100%というのは、余りよろしくないなと思いましたので、その辺に対する警察としての署員に対する指導というのは、どのような形になっているのか、ちょっとお話いただけたら。

○大塚警務部長 今御指摘いただきましたとおり、警察側の過失が100%という事故はございますが、これについては、駐車場内に設置されていたエアコンとか、あとは物に対してぶつかってしまったという事故であります。こういった事案が発生しないようにするため、同乗者がいる場合は、例えば後退する場合は、必ず同乗者が後方の安全を確認するようという指導は、本部からも各警察署に対して、指導を行っておりますし、警察署のほうでも、それを踏まえて、各勤務員に対して、指導しているところですけども、引き続き、そういった事故が発生しないように、あらゆる機会を通じて指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○徳重委員 もちろん職員に対して、指導はされると思いますが、例えば警察官が100%悪い場合、あるいは何%など、いろいろ事故には程度があると思うんですが、処分の基準は定められているんですか。

○大塚警務部長 100%か100%ではないかにかかわらず、交通事故を発生させた職員に対しましては、一定期間、街頭に立って、交通指導を行ってもらうということをやっております、

あわせて運転技能の向上が必要と認められる職員に対しては、各所属の運転指導員による訓練や、事故防止教養を実施しまして、交通事故防止の意識向上に努めるようにしております。

○徳重委員 警察官がお手本になるような安全運転をしてほしいなと思います。

それと、暴力団追放についての予算もたくさんあって、いろんなことを一生懸命やっていたのですが、私も県議になって20年を超していますが、毎議会、この暴力団の問題が——もちろんこれは撲滅するということで、全国的なことですから、なかなか一概に言えないと思うんですけど、何とかこれを撲滅したいということで、社会悪というような形の中で、一生懸命努力されているんですが、宮崎県においては、ここ10年、20年の間に、どんな経緯で暴力団は推移してきたのかなど。組織が多くなったのか、組織の人数が多くなったのか。ばらばらになって、組織が幾つかできてきたのか。そこ辺の流れを、宮崎県だけでも結構でございますので、教えていただくとありがたい。

○鬼塚刑事部長 県内の暴力団の情勢でございますが、最初に組織数という団体の数について、平成19年、それと29年末現在を言いますと、平成19年が17でありまして、今現在が11ということで数が減っております。また、構成員と言われます組員が平成19年が約200人、現在が約60人ということで、140人減っておりますので、組員自体は大幅に減っております。

また、この構成員と関係者を含めまして、対象とするのが、約400人おりましたけれども、現在のところは180人ということで、かなりの数、減少しているということでございます。

○徳重委員 最後にしたいと思いますが、皆さん方の努力によって、これだけ減ってきたのか

なと思うんですけれど、相手も人間ですから、話せばわかるんじゃないかと思うんですが、組長さんとか、構成員のトップの方々と警察の方が話す機会というのは、つくられたことがあるものかどうか、ちょっと教えてください。

○鬼塚刑事部長 一般的に、事件やいろんな日ごろの接触の中で話すことはあるんですが、委員の質問は暴力団をやめないかという勧誘の御質問ですか。なかなか本人たちがその話に乗ってくるかというのは難しいところもございます。

ただ、我々とすれば、常に目を光らせてますよということを、強力にアピールしていく、そういうことであります。

○横田委員 都城で起きた緊急走行中の事故ですけれど、緊急走行ということは、何らかの事件、事故が起きてその現場に向かっている途中だと思うんですけれど、そういった場合は、その事故を起こしたパトカーなり警察車両とかは、そこで事故処理を受けるんですか。それとも、そのまま緊急事態ということで、現場のほうに行くんでしょうか。

○大塚警務部長 事故が発生した場合は、当然、相手方がけがをしている可能性もありますので、事故への対応というのを最優先にいたしまして、緊急走行でしたので、当然何らかの事案が発生しての対応ですけれども、事案への対応は、別の警察官が対応するという形になってまいります。

○横田委員 私も、消防団に入っていたころ、火事が起きたときに、どうしても気が急ぐというか、少しでも早く現場に到着せんといかんという思いで、ついつい飛ばしてしまうんです。でも、事故を起こしたら、逆に遅くなるわけで、そこはしっかりと事故が起こらないような、緊急走行を心がけていただくように御指導いただ

ければと思います。

もう一つ、暴力追放センターですけれども、設立目的を見ますと、暴力団による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給及び民事訴訟の支援等を行うと書いてあるんですけれど、見舞金は、29年度は支給費がゼロ、その前が5万円ということになってますが、どういうものに対して、見舞金というのは出すようになるのでしょうか。

○鬼塚刑事部長 見舞金につきましては、対象となりますのが、暴力団構成員等によります殺人事件の被害者とか、または傷害の程度が全治1カ月以上の傷害事件の被害者、その他見舞金を必要とすることが適当と認める場合、こういう場合に5万円を上限として支給をするというものでございます。

○横田委員 ということは、29年度はそういった事例が全然なかったということですね。

○鬼塚刑事部長 そうでございます。支給する事案がなかったということです。

○横田委員 以前、飲食店の店の中で何かトラブルがあったときに、警察よりも暴力団に頼んだほうが早く解決するというようなことで、暴力団に頼むんだという話を聞いたことがあるんですけれど、今でもまだそんなことは続いているんでしょうか。

○鬼塚刑事部長 今言われた、暴力団がそういうふうな事案に対応するのを、用心棒料とか、またはみかじめ料というふうなことで表現するわけですけれど、基本的に、我々はそういう情報を入手すれば、やっぱり暴力団の資金源活動ということになりますので、内容によっては、捜査、調査をしまして、必要があれば、事件化できるものであれば事件化しますし、または行政命令、中止命令、再発防止命令ができるので

あれば、そのようなことを、過去もずっとやってきております。

○**図師委員** 暴力団追放センターの件ですが、このセンターが健全な活動をされることが抑止力につながっているとは思いますが、相談件数227件のうち90%以上が企業等への対応ということで、その主な内容を教えていただいでよろしいでしょうか。

○**鬼塚刑事部長** 先ほどもちょっと御説明申し上げましたが、暴力団該当性の照会といたしまして、相談の中に含まれていますけれど、要はこの人が暴力団員なのかというふうな照会がございます。企業等から照会されてくる理由というのは、一つには暴排条例ができた関係もございまして、今、機運として、いろんな契約の中で暴力団を排除していこうということで、そういう契約書等にのっとしてやれば、排除できるということでございますので、そういう企業等が、いろんな契約を結ぶ際に、この相手方が暴力団員ではないかというふうな照会を行ってきて、それについて回答しているというものでございます。

○**図師委員** その内容が、その資料157ページの下にあります、やはり訴訟性がある、違法性があるとか、事件性があるということで、この弁護士引き継ぎが2件とか、警察引き継ぎが2件というふうになっているということなんでしょうか。

○**鬼塚刑事部長** 弁護士への引き継ぎと、警察への引き継ぎは照会とはまた別の相談でございまして、基本的には、暴追センターのほうから引き継ぎ先をどう決めているかというのは、民事的なもので、弁護士の判断、助言が必要なものについては、弁護士のほうへ引き継ぎますし、多少なりとも事件が絡むもの、または先ほど言

いましたけれど、中止命令とか、再発防止命令、こういう警察としての活動として絡んでくるものについては、警察のほうへ引き継ぐというものでございます。

○**図師委員** 227件のうち、重要な案件はさほど多くはなく、ほぼ照会とか情報提供とか、そういう軽微なもので対応は済んでいるというような理解でよろしいでしょうか。

○**鬼塚刑事部長** そのとおりでございまして、私たちとすれば、暴力団を排除する照会がふえて、そのようなトラブル等の相談が減ることは、望ましいものと考えております。

○**渡辺委員長** ほかいかがでしょうか。なければ、暴追センターの関係で。大体1年間の収益を見せていただくと、財産運用に関するものと、行政からの委託事業、それともう一つが賛助会員受取会費というのが500万あると思うんですが、これは企業が対象なんだろうと想像しますが、例えば1社基本幾らというのが単位になっていたりして、何社で、どのぐらいの規模でこれを受けているのでしょうか。

○**鬼塚刑事部長** この賛助会費につきましては、法人、団体が1口1万円、個人会員が1口5,000円となっております、それ以上、寄附をいただくのは結構でございまして、口数で一番多い法人は30口というのもございます。

賛助会員の加入状況でございますけれど、本年3月31日現在で、法人会員が312事業所、個人会員が22事業所ございます。

なお、この賛助会員の業種につきましては、例えば建設業、サービス業等を含めた民間企業というのが227事業所で最も多くなっております。

○**渡辺委員長** 最初の出資額のところで、総出資額が4億9,000万円余あって、県の出資が3

億9,500万となっていますが、残りの出資はどういうところの出資になるのでしょうか。

○鬼塚刑事部長 残りの1億につきましては、市町村からの出資でございます。

○渡辺委員長 では最後に、先ほどの凶師委員の質問とも少し重なりますけれども、例えば暴排条例の関係で今金融機関が暴力団構成員の方々の口座を持たせないようにするというような動きが出ていますよね。宮崎県内では聞きませんけれども、例えば地方の都市でも地銀がそういう対応をすると窓口の担当の方とかその口座をやめてくださいという担当の方などが身の危険を感じてみたい話がよく出ておりますが、県内でも、例えば金融機関からの御相談がこのセンターのほうにあって、センター経由で県警察のほうにも来ているというような具体的な動きはあるものなのでしょうか。

○鬼塚刑事部長 本県の銀行も含めて、そういうような暴力団排除の取り組みは行っていたいております。これに伴いまして、身の安全の関係で、個別の事案で対応をとってくれということは、私が就任して1年以上になるんですけど、お聞きしたことはございません。

○渡辺委員長 わかりました。

報告事項について、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございますでしょうか。

○徳重委員 実は私、本会議で質問をしました問題について、若干確認というか、警察の考え方をお聞きしてみたいと思います。

今回問題になりました業者の格付問題に対する虚偽の申請の事案でございますが、行政に対する関係書類の虚偽申請ですが、この申請は公

文書扱いなのか。この文書の扱いは、どういう扱い方になるんですか。公文書でしょうか、あるいは私文書というんでしょうか。その書類そのものの効力というかな、警察でわからないもんですか、これは。

○渡辺委員長 ちょっと整理します。県土整備部の都城の事案のこととということですね。

○徳重委員 そうです。出された書類が公文書と理解しているのか。警察はどういう見方をされているものですか。

○鬼塚刑事部長 今回、もう個別の事案になっておりますので、ちょっとお答えしにくいところもございまして、実際その文書を細かく見て、その目的、それと作成者、そういうものから判断をしていかなければなりませんので、この場でこれが公文書になるとか私文書になるとかいうことについては、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

○徳重委員 そうですか。

それから、建設業法という法がありますよね。これにもし違反する行為があったときに、これは行政が中心になろうと思うんですが、警察は全く関係のない事案と考えていいんでしょうか。

○鬼塚刑事部長 お尋ねの件につきましては、個別具体の事実関係に即して判断すべきものでありまして、具体的には答弁を差し控えさせていただきますけれども、警察としましては刑事事件として取り上げるべきものがあれば、法と証拠に基づきまして適正に対処してまいります。

○徳重委員 御案内のとおり、本会議場で県土整備部長並びに知事から、これは完全に虚偽申請であったということで、既に行政処分はなされたわけですね。結果として3億6,000万という公金がもう既に使われている。県民の財産、市民の財産というか、公金そのものが拠出され

ているという状況にあるわけですよ。そうなりますと虚偽の申請によって得られる事業者はそこに利益が当然発生すると考えるところで、これをどういう形で県民は受け取ればいいのか。こうして新聞にも大きく報道されましたし、これは一体どうなのかなということですよ。中身についても、御案内のとおりでありまして、たくさん仕事をとって従業員の面倒をずっと見ていく、よりランクを上げて大きな仕事をとって、収入を得て、社員の生活を豊かにしていこうと考えられたんではしょうが、果たしてそれが妥当なものかどうか、そこ辺の判断を、県民サイドから考えても何もしないというのは、誰も手をつけないというのはおかしいんじゃないかな。ただ、一般論で45日の営業停止、5カ月の入札停止ということになりますと、私は都城であります、都城の業者の皆さん方は、これぐらいの処分が終わるんだったらもうこれからの経営審査なんて話にもならない、みんなうそを書いて出せばいいじゃないか、虚偽を申請すればいいじゃないかという声までいっぱい出てしまっているものですから。これはこのままでおさまるものじゃないんじゃないかなと思ったりしたんだから、これはどこが受けとめていただけるものかなと思ったところですが、いかがでしょうか。

○鬼塚刑事部長 そもそも審査の件については、我々が審査をするわけじゃないので、あくまでも警察的な立場でいえば、この事案が何罪に当たるとか今後どうするということにつきましては、現時点、捜査にかかわることですので、一般論としては答弁を差し控えたいと思いますということしか言えませんし、また、先ほども申しましたけれど、刑事事件として取り上げるべきものがあればしっかりと法と証拠に基づいて

適正に処理していくということしか、この場ではお答えできません。御了承いただきたいと思います。

○徳重委員 一つお尋ねしますが、県と警察とが人事交流をされておりますよね。それでそれぞれの部署に県警の職員の方が出向されているようですが、それぞれ担当、専門の方というか、少なくとも職員は誰でも行きなさいということにはなっていないんじゃないかなと思うんですよ。それぞれの専門家、警察に関係するような事案が発生しそうなところに行っていらっしゃるんじゃないかなと思います。と申しますのも、循環社会推進課、廃棄物関係ですね、いろんなことがありますから、当然いろんなトラブルも多いと思いますので、ここにも3人ほど行っていらっしゃるようです。それと実はこの県土整備部の建設業の担当に1人の方が行っていらっしゃるんですね。それぞれが専門の分野ということで行かれたのか、それだけをちょっと教えてくださいませんか。

○藤川警務課長 知事部局への出向については、今おっしゃるとおり、本県警から13名の警察官が行っております。交通安全であったり地域安全であったり、先ほど言いました廃棄物の問題であったり、シラスウナギとかそういう関連性のあるところに行っておりますが、専門性ということではいきますと必ずしもその部署にそういう専門的な者を送り込んでいるということではありません。ただ、シラスとかそういうところでは経験があるものとかが行っております。または警部補をやっておりますけれど、その者が真にそこを専門的にということでは出していないということです。

○徳重委員 そうですか。わかりました。

もう最後にしたいと思いますが、実は今度の

事案、私は本会議で詳しく状況を説明したと思っています。恐らく職員の方、この方が行かれたということではありませんが、誰が行かれたかわかりませんが、どう考えてもこの虚偽という目で見なければ、土木事業というのはもうほとんど100%近く結果が出ていなければいけない仕事です。現場がなければいけない。土木関係の仕事は舗装にしても、現場がなければいけないところですから、現場を見ましたとこう言われておるわけですね。これも県民からの通報によってそれが発覚した。さらにそれを県としてはすぐ調査に入って現場を見た。それはもうすばらしいことですが、見た段階で虚偽ということが明白だったということが、誰が聞いても誰が見てもわかる状態があったわけですね。それがどういうわけか、何もないと。仕事も立派にしている、何も虚偽は一切なかったという報告がされたというこの事実、それを県も認めているわけですよ。しかし、その虚偽の報告をした人は25カ所も項目をつけて、どこどこがおかしいと。こんなことでは我々は県行政を信頼できないということで報告があった。そのことがいとも簡単に何もなかったという報告がされて、この混乱になった。再度8月になってまた見たら、前見たとおりの話なんだけれど、今になってこう半年たってそれがだめだったからといって今度処分をされたわけですよ。その流れになっているわけですから、もうぜひ一つ皆さん方のほうでも慎重な協議をしていただきたいということを申し上げておきたいと思いません。回答は要りません。

○**凶師委員** 関連して一つ、二つ。

その都城の案件だと個別案件ということで御答弁がなかなか難しいようですが、一般論として、今御説明がありました、環境森林部や県土

整備部に出向されている警察の方々というのは、説明にもありましたが、専門家ではないにしろ、入札やその事業内容の不正防止のために行かれているという理解でよろしいのでしょうか。

○**大塚警務部長** 出向先のニーズが部署によってそれぞれ違いますけれども、例えば契約が関係するような部署であれば、一般的にはその暴力団排除という観点で警察官が持っている知見をその部署で発揮してもらいたいというニーズもありまして、そのニーズを受けて出向させているというのが一般的には多いというふうに認識しております。

○**凶師委員** もうちょっと踏み込んでその業務内容に関して。今暴力団との契約という話も出ましたが、今その環境森林部や県土整備部に出向されている方々はそういう契約行為とか契約内容の審査に組み入るような、審査の中を見るような立場にはないということなんでしょうか。

○**藤川警務課長** 契約の審査とか内容に組み込むというところを目的として出向しているわけではない。先ほど警務部長が言いましたとおり、暴力団排除であったり、交通安全であったり、地域安全であったり、いわゆる行政的な目的で行っていますので、その部署の契約とか審査とか、そういうことをするというで行っているわけではないということです。

○**凶師委員** わかりました。

○**横田委員** このたび派出所か交番で、刃物を持った男が入ってきて刺殺されて、またさらに別の警官に向かってきたから発砲して犯人も亡くなったという事案が発生しましたが、交番とか派出所というのは、当然、市民が誰でも気軽に入っていける場所じゃないといけないと思うんですが、同じような事案が県内で発生してもおかしくない、可能性としては十分あると

思うんですけど、今回の事案を受けて何か対策を打つことになるのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○中川首席監察官 今回、三重県のほうで痛ましい事件がございました。それ以前に6月には富山県でも警察官が刺され亡くなるという事案がありました。本県警察としましても、現場で活躍する地域警察官、交番、駐在所の警察官が一番そういった場に出くわすわけですけども、そういう警察官の殉職、あるいは受傷、けがを防止するために、夜間とか危険が予想される事案、刃物を持って振り回している人間がいるといった事案に臨場する場合は、よくテレビ等で報道されるときに警察官が紺色のジャケット、ベストみたいなものを着ているのを見られると思いますが、あれは対人防護衣といいまして刃物を通さないような着衣になっています。その着装を指示しておりましたけれど、特にこの富山の事件があつて以降は、即日、執務時間中、昼夜を問わず、常時着装して勤務に当たるよふという通達を出して、指示をしているところであります。

また、あわせまして、日ごろから交番等で今回のように突然暴力を振るってくる、とっさの一撃というふうにして表現していますけれども、そういうことを想定した訓練も教養課のほうの術科——剣道とか柔道とか逮捕術とかを指導する警察官がおりますけれども、こういった方が交番等に来て、指導教養をするというふうなこともやっております。

あわせて、交番等には大きな盾とか警杖、長い棒とか、そういったものをすぐ使えるように配置しておりますので、どういう人物か素性がわかりませんので、そういったことに常に気をつけるよふということ指導しておるところ

です。

○横田委員 当然逆恨みとかそういう気持ちを持っている人もたくさんいると思うし、突然襲われたらもうなかなか対処しようがないんじゃないかなと思うんですよね。警察官がそういう犠牲になることがないように、しっかりとまた対応していただければと思います。

○渡辺委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。大変お疲れさまでした。暫時休憩します。

午前11時7分休憩

午前11時11分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について教育長の説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしく願いをいたします。

まず、御礼を申し上げます。9月2日に開催をされました第67回宮崎県青年大会総合開会式及び9月18日、昨日であります、開催をされました第73回国民体育大会結団壮行式には渡辺委員長に御臨席をいただき、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

ここから座って説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、左側の目次をごらんください。

今回、御審議いただきます議案はございません。議案以外の報告事項といたしまして、宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停と家庭教育を支援するための施策の実績等について御報告いたします。

次に、その他報告事項といたしまして、10件、御報告させていただきますが、まず、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、次に次期宮崎県教育振興基本計画の策定について、第42回全国高等学校総合文化祭の結果について、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について、みやざき特別支援教育推進プラン（改訂版）の素案について、学校における働き方改革推進プランの策定について、宮崎県競技力向上対策本部設立及び競技力向上基本計画について、運動部活動の活動時間及び休業日設定等に関する方針について、平成30年度全国高等学校総合体育大会の結果について、そして最後に平成30年度全国中学校体育大会の結果についてを御報告させていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、引き続き担当課室長が説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○渡辺委員長 報告事項に関する説明を求めます。

○重盛育英資金室長 別冊、平成30年9月定例県議会提出報告書をお願いいたします。

1 ページをお開きください。2 段目にあります、宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

インデックスの別紙2のところ、5 ページ、6 ページをお開きください。

育英資金につきましては、正当な理由なく滞納し、支払う意思が見られない長期滞納者に対し、法的措置として、簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行っております。

ことし7月に、39件112名について、滞納金及び延滞利息の一括返還を請求する支払い督促の

申し立てを行ったところですが、表にあります8名より異議の申し立てがなされたことから、今回、訴えの提起、いわゆる訴訟に移行し、知事において専決処分しましたことを御報告するものであります。

説明は以上であります。

○後藤生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくお願いいたします。

常任委員会資料の1 ページをお開きください。

家庭教育を支援するための施策の実績等について報告いたします。

1 の報告の根拠であります。平成28年4月に施行されました、宮崎県家庭教育支援条例の第18条によるものであります。

年次報告として、知事は、家庭教育を支援するための施策を取りまとめるとともに、その実績について、毎年度、議会に報告し、公表するものとするであります。

この施策の取りまとめ等の事務は、教育委員会が中心となり、他部局とも連携しながら進めることとなっておりますので、今回の常任委員会において報告するものであります。報告は昨年度からで、今回が2回目となります。

2 の報告の内容につきましては、平成29年度に実施した施策の実績について、条例第11条から第16条に示された6つの条文に沿って整理をしております。

別冊の平成30年9月定例県議会提出報告書(家庭教育を支援するための施策の実績(平成29年度)について)を御準備ください。

2枚めくっていただきまして、1 ページをらんください。

平成29年度に実施した施策の実績は、全部で16課・室の、51事業、うち再掲12でございます。それを条文ごとに関係課・室の事業を取りまと

め、表の左の2列目から担当課・室名、事業名、取り組み、平成29年度の実施状況等を示しております。

それでは、条文に沿って主な事業を御説明いたします。

1ページの第11条「親になるための学びの支援」では、5課・室の5事業についてまとめております。

2番の生涯学習課の取り組みでは、「みやざき家庭教育サポートプログラム」の進行役となるトレーナーを8講座に派遣し、将来親となる中学生・高校生等を対象に親の立場や自立した大人について考えるプログラムを実施しました。

次に、2ページをごらんください。第12条「親としての学びの支援」については、3課・室の3事業、うち再掲1であります。

6番の生涯学習課の取り組みでは、先ほど述べましたみやざき家庭教育サポートプログラムを活用した講座へ、トレーナーを派遣し、幼児から小学校下学年の子供を持つ親向けのプログラムや、小学校上学年・中学生の子供を持つ親向けのプログラムを実施いたしました。

次に、3ページをごらんください。第13条「多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化」については、9課・室の14事業であります。

10番の学校政策課の取り組みでは、スクールカウンセラー41名を、県内の中学校83校、県立高等学校4校に配置しました。臨床心理の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーが、カウンセリングを実施することにより、児童生徒の心のケアやその保護者等への適切な助言を行うことができっております。

次に、5ページをごらんください。第14条「人材の養成等」については、4課・室の4事業、

うち再掲3であります。

25番の障がい福祉課の取り組みでは、発達障がいのある子供の子育て経験がある親を対象に、ペアレントメンター養成講座を実施し、子供が発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して、相談や助言を行うペアレントメンターを27名養成しております。

次に、6ページをごらんください。第15条「相談体制の整備、充実等」については、8課・室の12事業であります。

7ページをごらんください。37番の少年課の取り組みでは、警察本部や各警察署に設置しているヤングテレホンや警察安全相談窓口などで少年や保護者等からの相談を受理しております。受理件数は467件であります。また、不良行為少年の保護者連絡の際にも相談を受理し、家庭訪問等の継続的な支援を実施しております。

次に、8ページをごらんください。第16条「広報及び啓発」については、7課・室の13事業、うち再掲8であります。

44番の福祉保健課の取り組みでは、進学・就職に関する支援制度の周知を図る「桜さく成長応援ガイド」を改訂し、県内全ての中学2年生、高校1・2年生及び教育機関等に約4万5,000部配布しました。

実績につきましては、以上でございます。

常任委員会資料の1ページにお戻りください。

3、その他の平成30年度に実施する施策の状況（事業一覧）と平成30年度全県的な家庭教育支援の推進体制について説明いたします。

2ページをお開きください。

平成30年度に実施する施策の事業一覧であります。

本年度は、15課・室の48事業、うち再掲13を、条例第11条から第16条までの条文ごとにまとめ

ております。

次に、3ページをごらんください。

全県的な家庭教育支援の推進体制であります。

関係課・室長を構成員とした推進会議を初め、平成30年度の推進体制を示しております。

今後、関係課・室と連携しながら、これまで実施してきた家庭教育を支援するための取り組みをさらに進め、県民皆で家庭教育を支える体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 報告事項に関する説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○河野委員 家庭教育を支援するための施策の実績ということで報告いただきましたが、11条親になるための学びの支援、12条親としての学びの支援、14条の人材の養成等の中でさまざまな講座、研修をされていますが、延べ受講者数というのはわかりますでしょうか。

○後藤生涯学習課長 教育委員会が取りまとめをしているということで、例えば生涯学習課の受講については把握しておりますけれども、部局も含めた全体の講座の受講数については把握しておりません。

○河野委員 この年間の講座や研修等でどれだけの方々が受講できるチャンスがあるのかなと思ひまして聞いたところでしたが、内容的には非常に充実した内容であるというふうに思われますので、一人でも多くの受講者があるのかなと思ひます。

○後藤生涯学習課長 そのような機会の確保に努めてまいりたいと思ひます。

○凶師委員 育英資金の件でお伺いしたいんですけれども、今回また専決で8件が訴訟の対象になったという報告なんですけれども、今まで

この育英資金の関連で何件訴訟中なのか、また、その訴訟の結果どういう解決——それは全額返納に至っておればいいんですが、今訴訟中の件数は何件なのか、まず教えていただきたい。

○重盛育英資金室長 育英資金につきましては、まず支払い督促の申し立てをしまして、その中で異議——異議の内容はもうほとんどが分割で支払いたいというものなんですけれど——が上がってきたものにつきまして、民事訴訟法に基づき訴えをしたものとみなすとなっております。支払い督促は平成25年度から実施しておりますけれど、これまで裁判となって勝訴したものは43件でございます。今回は訴えを起こしたばかりですのでこれからになりますけれど、これまでの実績としましては43件となっております。

○凶師委員 43件勝訴されたということは、その後はもう分割ではなく一括で回収ができていくという理解でよろしいのでしょうか。

○重盛育英資金室長 勝訴といひましても、実際には、先ほども申し上げましたように、もうほとんどが分割で支払いたいという内容の異議ですから、判決としましては、私どもは一括支払を求めまして、そういう判決もいただくんですけれど、その後で分割の異議申し立ても上がってきているものですから、そういった相談に応じて、分割での支払いを受け入れているということでございます。

○凶師委員 手続上のことなんだろうけれども、結果分割を受け入れるのであれば、訴訟する、そういう段取りは踏んだほうがいいし、効力もあるんでしょうが、訴訟するということはまたそこに費用がかかっていると思ひますので、その費用がかかる分無駄なところもあるんじゃないかなと受け取りますが、いかがですか。

○重盛育英資金室長 委員御指摘のとおり、い

ろんな手間は実際かかります。結果的に分割を認めているんですけど、ただもともと資力がない人が多いということもございまして、それまでももちろん分割を認めてきているんですけど、途中で滞ってもう数年返金をしないといった場合にこういった支払い督促を起こすんですが、それまで全然反応がなかった方が裁判所からの書類を見ることによって返還の意思をこちらに示していただくという効果はあるものですから、極力ここまで持っていかないようにはしていきたいところではありますけれど、もうやむを得ず支払い督促、それから分割の支払いも認めているというのが現状でございます。ただ今後は、引き続き催告のほうに力を入れてまいりたいとは考えております。

○**凶師委員** ゼロではない、効果はあるというふうには理解はできるところですが、もどかしさも感じますね。答弁はいいです。

○**渡辺委員長** 先ほどの数字がちょっとはつきりしないんですが、勝訴した件数が43件ということですか。提訴した全ての件数と継続中のものの件数も数字として、説明いただけませんか。今、凶師委員に御答弁があったのは、勝訴したという言い方をされたと思うんで、訴えに勝つたというものが43件という御説明だったと思うんですが、訴訟を提起したものの自体は総数としてどうなるのでしょうか。

○**重盛育英資金室長** 支払い督促申し立てをしまして、異議申し立てがあった件数がこれまでの累計で51件になっております。勝訴の件数は43件なんですけれど、その差である^{*1}8件につきましては、一括で返還したということによってこちらが取り下げをしたものでございます。

○**渡辺委員長** わかりました。

○**徳重委員** 同じくこの訴えの件ですが、連帯

保証人の方が4人いらっしゃいますよね。本人に訴えるのが一番ではないかなと思うんですが、この連帯保証人に訴えられている理由というか、本人はどうされているのか、そこ辺ちょっと教えていただくと。

○**重盛育英資金室長** 連帯保証人のことですが、まず育英資金につきましては、条例で保証人を2人立てていただくことにしております。一人は、もうほとんど父か母なんですけれど、もう一人はその他の方、別所帯の方ということにしております。返還につきましてはもちろん、借りているのはあくまでも本人ですから、まず本人に催告はしていきますけれど、本人が返還できない場合に連帯保証人にまた催告をしていくと。連帯保証人も返還の意思とかを示さない場合にはこのような形で裁判所に支払い督促の申し立てを行い、異議があればこのように異議申し立てももちろんできるものですから、このような形で出てきているということでございます。

○**徳重委員** 本人が払う意思がないというような説明だったと思いますが、本人が病気とかあるいは行方不明とかいうことならわかるんだけど、本人が借りて、本人が仕事をしているのに、連帯保証人が払わなきゃならなくなった根拠というか、どういう理由で連帯保証人に請求をされたのか。

○**重盛育英資金室長** 今回は、本人はまず異議を申し立てておりません。支払い督促は、もちろん本人、それから2人の連帯保証人を対象に裁判所のほうに申し立てを行うんですけど、^{*2}今回は本人から異議申し立てが上がってきていなくて、連帯保証人から上がってきていると

※1 21ページに訂正発言あり

※2 次ページに訂正発言あり

いうものもございます。もちろん最初は本人に請求をするんですけど、本人が例えばアルバイトとかで収入が少ないとか、もしくは病気等によって無職の場合とかもございます。そうであればほとんどが親になっております第一連帯保証人が返還をしていただくんですけど、そちらも返還の意思を示さない場合もありまして、そういった場合にもう一人の第二連帯保証人にも催告し、そういった方も返還をしない場合はこのような形で支払い督促をし、それについて分割で支払いたいといった場合にこの異議の申し立てが上がってきたということでございます。

○徳重委員 本人に生活能力がないと理解していいのか、生活能力以上の給料をもらっていらしゃれば、事業をしていたりあるいは生活能力以上のものを持っていらしゃれば、あくまでも本人に請求されるのが主じゃないかなという気がするものですから、本人がいらしゃってもう払う意思がないというだけでは、これはちょっとどうかなという気がしたものですから、そこ辺はどう理解していいんですか。

○重盛育英資金室長 催告につきましては、電話、それから文書による催告を行っているんですけど、中にはこちらが電話しても全然電話に出ない方、それから郵送しても、書類を幾ら送っても全く反応がない方もいらしゃいます。第一連帯保証人である親に聞いても、中には勤め先も知らないという方もいらしゃいまして、本人と連絡がとれない場合もあります。そういった場合には本人がどの程度の収入があるかもわからないということも中にはございまして、そういった場合にはもう資力もわからないものですから連帯保証人のほうに対しても請求しているということでございます。

○横田委員 この育英資金の8件は、貸付金全

額なのか、それともある一定期間は払ってきて途中から滞ってしまったのか。

○重盛育英資金室長 途中から返還が滞った方もいらっしゃいますし、最初から返還していない方もいらっしゃいます。

○横田委員 ちなみにこの8件の未収の全額は幾らぐらいになっているんでしょうか。

○重盛育英資金室長 この8人につきましては5件で139万8,000円でございます。プラス延滞金になります。

○横田委員 当然、次に借りる人の原資にもなるとお思いますので、何とか頑張って払ってほしいなと思います。

○日高副委員長 一つ確認なんですけれども、スクールカウンセラーが41名で83校なんですけど、スクールカウンセラーは今後ふえていく形なんでしょうか、それともこの現状を維持される形なんでしょうか。

○鎌田人権同和教育課長 平成29年度が41名だったんですが、今年度は44名に増員をしております。しばらくはこの44名で対応していきたいと考えているところです。

○日高副委員長 今の時代、やっぱりこのスクールカウンセラーというのは重要だと思うんですよね。できたらもうちょっと配置する人数をふやしていただきたいなど、要望ですけども、お願いしたいと思います。

○渡辺委員長 ほかによろしいでしょうか。

○重盛育英資金室長 済みません、一つ訂正をお願いいたします。

先ほど異議申し立てを本人はしていないと申し上げたんですけど、それは1人だけでしたので、この場で訂正をさせていただきます。

○渡辺委員長 それでは、報告事項に関する質疑はここまでとします。

午後は1時再開といたします。その他報告事項の説明からということで、よろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後1時0分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項の前に、育英資金室長から答弁の修正と申しますか、追加があるということですか。

○重盛育英資金室長 先ほどお答えしました裁判の件数のことにつきまして、先ほど債権の件数で御説明をしてしまいましたものですから、改めて整理をさせていただきたいと思ひます。

これまで裁判になった件数につきましては、人数でいきますと99人ございまして、その中には今回の合計の8人が含まれております。勝訴したものは43件で、人でいきますと85人になります。

そのほか、一括返還がなされて取り下げたものが6人ございまして、先ほど、件数で8件と申し上げましたけれど、これは債権の件数でいきますと4件になりますので、申しわけありませんが訂正をお願いいたします。

○渡辺委員長 よろしいですか。

それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○中嶋教育政策課長 私からは、2つの項目について説明させていただきます。

常任委員会資料の4ページをござんください。

1つ目は、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書についてであります。

まず、1、概要にありますように、この報告

は地方教育行政法第26条の規定により、県教育委員会が行います教育に関する事務の点検及び評価につきまして、この結果を報告書として議会に提出するとともに、公表するものであります。報告書はお手元に別冊資料としてお配りしておりますので、後ほどござんいただきたいと存じます。

続きまして、2の点検・評価報告書にありますように、構成は4章立てとしております。

まず、第1章では、教育委員会の会議の内容や教育委員の活動状況をまとめております。

第2章では、全ての施策を23項目、それぞれの状況について、管理指標の実績や取り組み状況などをもとに、施策の進捗状況等についての分析と今後の方向性を示しております。

また、第3章では、大学教授や教育関係者等で構成する有識者会議を実施し、外部からの客観的な視点からいただいた、さまざまな御意見を記載しております。

第4章では、総括としまして、各施策及び目標ごとの評価を行い、目標ごとに取り組み状況や今後の方向性をまとめております。

右側の次のページをござんください。

こちらの資料が、ただいま申し上げました、第4章の総括になります。

1、評価の基準に示しておりますように、評価は管理指標の達成度の評価及び関連する取り組み状況を参考に、A、B、C、Dの4段階で行っております。

2、各施策の取り組み状況と評価につきましては、施策及び目標ごとに評価を示しております。評価の欄の括弧書きが前年度の評価となります。

その内容につきまして、5つの目標ごとに説明いたします。

まず、施策の目標Ⅰ、県民総ぐるみによる教育の推進の評価は、ごらんのとおり3つの施策とも全て前年と同じでございます。

括弧書きの下段にありますけれども、評価を踏まえた今後の方向性としましては、施策3がc評価となっていることを踏まえ、開かれた学校づくりについて、地域との連携・協働のよりよい仕組みづくりやコミュニティスクールの設置に向けた取り組みをより一層推進してまいりたいと考えております。

続いて、施策の目標Ⅱの評価ですが、昨年度と変わったところは、施策7がbからaに上がっております。これは、管理指標の達成度が前年度より上がったことによるものであります。なお、目標Ⅱの全体の評価は、昨年と同じくBとしております。

今後の方向性としましては、施策の2と4にあります確かな学力と健やかな体を育む教育の推進について、市町村教育委員会との連携をより一層図りながら、取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

次の6ページをごらんください。

施策の目標Ⅲの評価につきましては、昨年度と変わったところは、施策3がbからaに上がっております。これは、管理指標の実績値が昨年度より上がり、目標値を超える項目があったためであります。目標Ⅲ全体の評価はBとしており、昨年と同じでございます。

施策の目標Ⅳに移ります。評価が昨年と変わったところは、施策1がaからbに下がりました。理由としましては、現在、教職員の働き方改革が重要な課題の一つとなっておりますが、昨年度のうちに着手できなかった取り組みがあったことや、管理指標の実績値が若干下回っていることによるものでございます。

一方、施策2は、管理指標の達成度が昨年度を上回りましたのでbからaに上がっております。なお、目標全体の評価はBのままで変わっておりません。

今後の方向性としましては、教職員が能力を發揮できる環境を整備するために、学校の現状や国の動向を踏まえ、教職員の負担軽減を図る全庁的な推進体制を整え、働きやすい環境づくりのための取り組みを推進してまいりたいと考えております。

施策の目標Ⅴをごらんください。

評価で昨年と変わったところは、施策2がcからaに上がっております。これは、管理指標の実績値が全ての項目について昨年度の値を上回るとともに、目標値を超える項目があったためであります。これに伴い、この目標の全体の評価もCからBに上がっております。

今後の方向性としましては、特にスポーツの振興について、県民の運動実施率の向上や2巡目国体等に向けた競技力向上の取り組みなどに継続して取り組みたいと考えております。

資料の4ページに戻っていただきたいと存じます。

一番下の3の作成経過及び今後の日程であります。本日ここに御報告させていただきまして、来月には県のホームページで公表する予定としております。

続きまして、7ページに移っていただきたいと存じます。

宮崎県教育振興計画の策定についてでございます。

1、現計画の概要の②、③にありますとおり、現在の計画は平成27年9月に改定されたもので、期間は平成32年度までとなっております。また、④にありますように、本計画は県総合計画の人

づくり分野に係る部門別計画に位置づけられております。

本計画はあと2年の期間を残しておりますが、2、国及び県の動向にありますように、国はことし6月、第3期教育振興基本計画を新しく策定しております。また、県は次年度に県総合計画を改定する予定であります。

これらの状況を踏まえまして、3、次期計画の策定にありますように、県教育委員会としましても現計画の終期を繰り上げ、来年度前半を目途に、新しい県教育振興基本計画を策定したいと考えております。

4、策定体制であります。従来体制を踏まえまして、外部有識者等で構成する計画策定懇話会を設置するとともに、事務局内に策定委員会等を置き、市町村教育委員会との意見交換を行うなど、広く県民の皆様の御意見をいただきながら策定を進めてまいりたいと考えております。

最後に、5、策定のスケジュールであります。10月以降、懇話会を3回開催し、翌年2月を目途に素案をまとめ、パブリックコメントを経まして、6月議会への計画案提出を予定しております。なお、県総合計画改定等のスケジュールとの関係から、計画案提出が9月議会になる可能性もあると考えております。

説明は以上であります。

○川越高校教育課長 資料の8ページをごらんください。

8月7日から8月11日までの期間に開催されました第42回全国高等学校総合文化祭長野大会の本県高校生の結果について御報告いたします。

上の枠囲み1つ目の丸になりますが、本大会は長野県内で開催され、本県からは243名の生徒諸君が19部門に参加いたしました。

2つ目の丸になりますが、そのうち上位入賞を果たしたのは、3つの部門で2団体3個人です。

書道部門において、日南高校3年の榎本優香さんが特別賞、菅公賞、同じく、五ヶ瀬中等教育学校6年の甲斐友梨香さんが特別賞、放送部門のビデオメッセージ部門において、宮崎第一高校放送部が優秀賞、オーディオピクチャー部門において、妻高校放送部が審査員特別賞、弁論部門において、都城聖ドミニコ学園高校2年の狩長英里さんが優良賞を受賞しています。

日ごろから学業との両立を図りながら、積極的に文化芸術活動に励む全国の多くの高校生とともに交流を深めながら、将来につながる貴重な体験を積むことができました。教育委員会といたしましても、今後とも高校生の文化芸術活動を支援してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○黒木義務教育課長 資料10ページをお開きください。

平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について御説明いたします。

(1)に平均正答数を、(2)に結果の概要を、先日本示した資料と同様にそこにお示ししてございます。

ごらんいただきますと、表の①小学6年では、5つの教科区分のうち国語Bと算数A、Bの3教科区分で全国平均を下回っており、一番右の欄にあります合計では、全国と比較し全60問中0.4問下回る結果となっております。

その下の②中学校3年生では、数学A以外、全国平均を下回り、同じく合計では全118問中0.9問、全国平均を下回る結果となっております。

なお、B問題につきましては、小学校で全国平均との差が一定程度縮小し、成果があらわれ

ておりましたけれども、中学校の数学Bでは、残念ながら全国との差が広がる状況となっております。

次に、2、結果の分析をごらんください。

(1)には、全国平均を下回った中から、小学校国語Bと中学校数学Bの正答数の分布状況をグラフ化しております。グラフの見方ですがけれども、棒グラフが本県の分布状況、折れ線グラフが全国の分布状況を示しており、横軸が何問正解したかという正答数を、縦軸が児童生徒の割合を示しております。

上の小学校国語Bは、全国と比較し正答数が0.1下回ったわけですが、グラフをごらんいただくと、棒グラフで示した本県の分布と折れ線グラフで示した全国の分布がほぼ一致するような状況が見られております。

一方、下のグラフ、中学校数学Bは、全国と比較し正答数が0.4下回ったわけですが、グラフをごらんいただくと、先ほどの国語Bとは異なり、平均を下回る4問から6問程度正答した子供の分布が全国よりも本県のほうが上回っており、平均を大きく上回る11問、12問正答した子供の割合が全国と比較し、本県が下回っている状況がおわかりいただけるかと思えます。

次に、11ページをお開きください。

(2)のグラフは、本年度の中学校3年生の正答率の合計の分布状況を実線で、同じ子供たちが小学校6年生のときの分布状況を点線でお示しております。言いかえますと、3年前の小学校6年生の子供たちの学力の分布状況が、この3年間でどう変化したのかというのをあらわしております。

横軸にありますゼロを全国平均としまして、プラスマイナス20ポイントの幅で、縦軸に児童生徒数をお示しております。特徴のある部分

を円で印しておりますが、ごらんいただきますと、左下の円の部分、平均を大きく下回る児童生徒数が減り、真ん中の円の部分、平均をやや下回る子供たちが増加をしております。また、右側の円で印しております平均を大きく上回る層の子供たちが減少をしているという結果でございます。

このグラフから、今回の中学校3年生の結果は、全体として全国平均を下回っておりましたけれども、一方で下位層の子供たちの底上げは進んでおります。平均を下回る子供たちの学力向上に向けた取り組みには、一定の成果があらわれていると考えております。

しかし、上位層の減少については大きな課題であり、授業改善を初め、私立中学校への進学等、学校を取り巻く環境を含め、今後分析を進める必要があるかと考えております。

最後に、3、調査結果を踏まえた今後の取り組みについてであります。

(1)については、現在、全市町村を県教育委員会が訪問し、教育長、校長に対し、調査結果と今後の取り組みについての説明を行っております。中でも、今回特に課題が見られた早く正確に読み取る力の育成や、授業改善につながるための問題分析の徹底などについて周知をしているところです。

また、(2)については、学校支援訪問での指導助言について、全ての指導主事が同じ方向性で的確に指導助言できるよう、先日、連絡会を開催し、その視点を改めて確認したところでございます。

説明は以上でございます。

○酒井特別支援教育課長 みやざき特別支援教育推進プランの改定素案について御報告をいたします。

資料の12ページをごらんください。

本プランは、本県特別支援教育の推進に関する方向性や具体的な施策等についてまとめたものでございます。平成24年12月に策定いたしましたけれども、資料の1の国の動向にある状況を踏まえて改定することいたしました。

資料の2、改定の経緯をごらんいただきたいと思えます。

改定の経緯につきましては、中ほどの四角囲みにもありますように、策定委員会やアンケート調査等を実施しながら準備を進めてきておりまして、今後、パブリックコメントによる意見募集を行うこととしております。

続いて、3、見直し後の主な取り組みをごらんください。

これまでの6つの施策の柱はそのまま継続し、施策の柱1の主な取り組みに、教員・保育士等の実践的な研修の充実を新たに加えるなど、施策の柱ごとにさまざまな取り組みを行ってまいります。

なお、施策の柱ごとのこれまでの取り組みと見直し後の取り組みの比較につきましては、別紙にございますA3判の資料のほうに記しております。

また、改定素案の全体につきましては別冊資料として準備しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

最後に、4、今後の計画をごらんください。

今後は、9月21日から10月22日までパブリックコメントによる意見募集を行い、その後、11月の定例教育委員会で付議いたしまして、本会で報告を予定しているところでございます。

以上でございます。

○黒木教職員課長 資料の13ページをお願いいたします。

学校における働き方改革推進プラン策定について説明させていただきます。

1の目的についてですが、現在、本県におきましては、教職員の働きやすい環境づくりプログラム改訂版をもとに、市町村教育委員会と連携を図りながら、学校における働き方改革を進めているところでございます。

そのような中、文部科学省より昨年12月に、学校における働き方改革に関する緊急対策が出され、本年2月には緊急対策をもとに、学校における業務改善及び勤務管理等に係る取り組みの徹底が通知されるなど、国において、学校における働き方改革が急速に進められております。

そこで、本県におきましても、さらなる学校における働き方改革を推進するため、教職員の働きやすい環境づくりプログラムの見直しを行い、新たに学校における働き方改革推進プランを策定することいたしました。

2の策定までの取り組みについてですが、プラン策定に向けまして、これまで本年7月までに、勤務実態基礎調査を実施するとともに、市町村教育委員会、学校、PTA、スポーツ関係団体等の関係者を委員としました、学校における働き方改革推進協議会を設置し、8月8日に第1回の協議会を開催したところでございます。

3の主なスケジュールをごらんください。

今後は、9月、11月に開催する協議会で協議を行うとともに、10月上旬には、より詳細な勤務実態を把握するため、勤務実態調査を実施する予定にしております。

また、12月には学校における働き方改革推進プランに対して、広く県民の皆様から御意見を伺いますとともに、学校における働き方改革に対する理解を図るため、パブリックコメントを実施する予定にしております。

その後、来年2月開催予定の第4回の協議会において、学校における働き方改革推進プランの最終まとめを行い、本年度末を目途にプランの策定を終了し、来年度よりプランに基づく学校における働き方改革を進めていきたいと考えております。

なお、来年3月の常任委員会におきまして、学校における働き方改革推進プランの内容等を御報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○萩尾スポーツ振興課長 スポーツ振興課から4件お願いいたします。

14ページをごらんください。

宮崎県競技力向上対策本部の設立及び競技力向上の基本計画についてであります。

まず、競技力向上対策本部の設立についてであります。

本県は、これまで教育長を本部長とする競技力向上推進本部を設立し、競技力向上対策に努めてまいりましたが、2026年第81回国民体育大会の宮崎県開催が内々定したことを受けて、これまで以上に競技力向上に取り組み、天皇杯を獲得するため、副知事を本部長とした宮崎県競技力向上対策本部を7月26日に設立したところであります。

組織構成図にありますように、対策本部には、本部会議、強化対策委員会、専門委員会の3つの会議を置き、それぞれ連携しながら競技力向上対策事業を計画的に推進していくこととしております。

構成図の下のほう、専門委員会の中の強化専門委員会では、さきに行われた九州ブロック国体における結果分析を始めているところであります。スポーツ医・科学専門委員会と社会人アスリート等確保専門委員会につきましては、今

後設置をしていくこととしております。

続きまして、15ページをごらんください。

宮崎県競技力向上基本計画についてであります。

本計画につきましては、別冊でも準備しておりますが、本日はこの概要で説明させていただきます。

第1章は、基本的な考え方を示しております。

2巡目国体において天皇杯獲得を目指すために必要となる競技力向上の具体的対策を示す指針として策定しております。

今年度より3年ごとに、育成期、充実期、躍進期、継続期の4期に分け、総合的かつ計画的に取り組んでいくこととしました。3年ごとに10位上昇するイメージでありまして、2巡目国体では天皇杯獲得を目指します。

第2章では、宮崎県スポーツの現状について記載しております。

本県の実績は40位台前後を推移しており、安定した競技力とは言い難い状況にあります。

また、成年種別では、県内で競技を続けていく雇用等の受け皿となる環境が少ない状況であります。

少年種別では、中学校及び高等学校の競技力に左右され、毎年安定した競技力が維持できていない状況にあります。

今後はこのような課題を踏まえ、効果的かつ具体的な競技力向上に取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に、第3章、宮崎県の競技力向上に向けた対策についてであります。

ここでは、2巡目国体に向けた具体的な取り組みを記載しており、1、対策の4本柱として、

(1) 推進体制の整備・充実、(2) 選手の発掘

・育成・強化、(3) 指導体制の充実・強化、
(4) 環境条件の整備を掲げ、競技力向上対策を推進していくこととしております。

16ページをごらんください。

2の具体的な対策内容としましては、(1) 推進体制の整備・充実では、社会人アスリート等確保専門委員会を設立し、アスリート雇用の受け皿づくりに向けた取り組みを充実させたいと考えております。また、より詳細な協議結果の分析・評価ができるよう、これまで以上に関係団体等と連携を図ってまいります。

(2) 選手の発掘・育成・強化では、国体当年度の少年種別の中心となるターゲットエイジの強化や、成年種別における有望選手確保などを重点的に取り組んでいくこととしております。

また、ジュニアの発掘・育成や、大学、企業、クラブの支援にも積極的に取り組んでまいります。

(3) 指導体制の充実・強化では、全国トップレベルのコーチをアドバイザーとして招聘し、ジュニアから青年までの指導体制の充実を図ることとしております。

また、小学校体育専科教員の配置や公立学校教員採用試験におけるスポーツ特別選考を活用した指導者の確保にも努めていきたいと考えております。

(4) 環境条件の整備では、スポーツ医・科学サポートの充実を初め、本県を訪れるプロ・アマ選手と本県選手、指導者とのマッチングを行い、スポーツクリニック等の機会を設け、競技力、指導力の向上を図っていききたいと考えております。

第4章、基本計画の推進体制ではありますが、競技力向上対策本部において、県、市町村、経済団体、県体育協会、学校関係等と連携を図り

ながら計画的に事業を進めてまいります。

また、事業の進捗状況や成果、課題を適宜把握し、競技力向上対策に努めてまいります。

2026年開催の宮崎国体に向け、しっかりと準備してまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

続きまして、17ページをごらんください。

宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針案についてであります。

まず、1の経緯についてであります。

別冊でも準備しておりますが、本日はこちらのほうで説明をいたします。

1、経緯、本年3月、国は運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを公表し、適切な休養日等の設定の基準を示しました。

それを受けて県教育委員会では、4月から国の基準にのっとり、週2日以上は部活動を休みにする取り組みを進めてきました。

しかし、国からは、当ガイドラインに基づき、私立学校も含めた各都道府県の運動部活動のあり方に関する方針を策定するよう求められていることから、これまで7月13日、8月8日の2回、本県の運動部活動のあり方に関しての有識者会議を開催し、中学校、高等学校の校長会、私立学校の代表者を初め、さまざまな立場の代表者20名に出席いただき、意見交換を行ったところであります。

次に、2の方針の概要であります。 (1) にあるように、対象は中学校の運動部活動で、高等学校も原則適用としております。

(2) 構成については、適切な休養日設定など、5つの柱で構成をしております。

(3) の主な内容につきましては、週当たり2日以上休養日を設けるとし、本県の県民運動として実施している家庭の日の趣旨を踏まえ、

第3日曜日は原則として部活動を実施しないとしております。

また、1日の活動時間は、長くても平日2時間程度、休業日3時間程度としております。

なお、本県では、運動部活動が競技力向上にも欠かせないことから、その下の段にありますように、県の競技力向上に関する指定校については、指定校の趣旨を踏まえて運用の工夫ができるものとしております。

さらに、有識者会議において、高校、高体連、高野連、私学関係者から、学校の特色づくりの観点から、もう少し弾力的な運用はできないかななどの意見があったことから、高等学校の特色づくり等で学校独自で強化部等を設置する場合は、校長の責任のもと運用の工夫ができるものとしております。

また、その下の段にありますように、熱中症の事故防止に関する内容も示しております。

今後、正式に決定し、公表する予定としておりますが、県の方針に基づき、市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者が、設置する学校にかかわる運動部活動の方針を策定し、校長は設置者の方針にのっとり学校の運動部活動に係る活動方針を策定するということとなります。

続きまして、18ページをごらんください。

平成30年度全国高等学校総合体育大会の結果についてであります。

まず、最初の表にある団体についてですが、1の弓道競技において延岡学園高校が男子団体で優勝するなど、全体で9競技10種目が入賞を果たしました。

次の表の個人におきましては、1の自転車競技の女子500メートルタイムトライアルにおいて、都城工業高校の岩元杏奈選手が優勝、また、2のウエイトリフティング競技の男子53キログ

ラム級スナッチで小林高校の中武涼選手が優勝するなど、全体で10競技34種目が入賞を果たしております。

19ページに示しておりますとおり、中段のベスト8以上入賞者数及び団体数であります。一番右側、平成30年度の合計欄にありますとおり、団体と個人の合計で44となっております。この4年間で一番よい結果となっております。

下の第100回全国高等学校野球選手権大会の結果についてであります。

2年ぶり9度目の出場となった日南学園高校であります。1回戦で、香川県代表の丸亀城西高校に勝利しましたが、残念ながら2回戦で、静岡県代表の常葉大菊川高校に敗れております。

次に、資料の20ページをごらんください。

中国ブロックで開催されました平成30年度全国中学校体育大会の結果についてであります。

まず、団体についてであります。サッカー競技男子において日章学園中学校が優勝、ソフトボール競技の男子の部において久峰中学校が優勝するなど、5競技6種別で入賞を果たしております。

また、個人におきましては、3競技5種別で入賞を果たしております。

ベスト8以上の入賞者及び団体数については、一番右の平成30年度の合計にありますとおり、団体と個人の合計で11となっております。この4年間で一番よい結果となっております。今後も、本県の競技力対策を充実させ、さらなる少年競技力向上のため、各学校への支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○渡辺委員長 その他報告事項に関する説明が終了しました。その他報告事項に関しての質疑はございませんでしょうか。

○**図師委員** 教育委員会の点検、評価についての御説明を受けたところですが、ことし2月15日に行われました定例会におきまして、県立学校の教育整備計画が協議事項に上がっております。これは恐らく後期実施計画の内容について協議をされたかと思われるんですが、ここで出た主な意見を教えてください。

○**川越高校教育課長** しばらくお待ちください。

○**図師委員** 恐らく議事録を持たれていないと思われるので、また後日で構いませんので、資料で提出いただければと思います。

○**川越高校教育課長** また後日、提出いたしたいと思います。

○**渡辺委員長** では、そのように取り扱いはどうかをお願いします。

○**図師委員** 学力向上についてお伺いいたしますが、なかなか全国平均を上回るまでいっていないところでもあります。報告は受けたところですが、特に今、中学生の学力が伸び悩んでいるというのが示されました。

これは以前にも確認させていただいたかもしれませんが、この対象校となっているのは公立の中学校だけで、私学や附属中は外されているというような形でよかったですでしょうか。

○**黒木義務教育課長** 委員がおっしゃられるとおりです。

○**図師委員** 実際中学のうちから私学の進学クラスなり附属中のほうに行かれる子供の割合というのは、こういう学力調査の対象となる子供たちの何%ぐらいなんですか。

○**黒木義務教育課長** 本県の状況は、平成29年度の値でいきますと、中1から中3までの間で1,838名が、私立中学校に行っております。つまり、これは中学校の全生徒数の約6%に当たる値です。全国では大体10位ぐらいの割合の高

さということになっております。

○**図師委員** 端的に全国で10位ぐらい、6%ぐらいの中学生が私学なり附属中に流れているということが、この中学の学力テストに反映していると考えていますか。

○**黒木義務教育課長** 明確にそこが大きく反映しているということは、我々もまだはっきりとは言えない状況です。

ただ、市内の中学校の校長等の話を聞くと、トップ層が抜けて、なかなか厳しいというような話はここ数年よく耳にするところでもあります。

○**図師委員** データ分析もされているとおりで、やはり上位層が小学校から中学校に移行すると数が減ってしまうというのは、やっぱりこういう数字で如実に出ているんだろうとは思っています。だから言いたいことは一概に悲観するものではなく、こういうものを私学なり附属中も含めて県の学力を考えた場合には、もう少し全国との幅は縮まっているのかなというのが私の感想ではあります。ただ、これは全国的にも同じことであろうから、そこら辺をとって安心することはなく、さらにこの中学校の学力には力を注いでいってもらいたいと思います。特に答弁は要りません。

○**横田委員** 競技力向上と部活動の活動時間の設定は非常に悩ましい問題だと思うんですけども、競技力強化指定校のところは、運用の工夫ができると書いてあるんですけど、例えば陸上ですごく速い子が、指定校以外にいた場合とかはどんなふうに考えればいいですか。

○**萩尾スポーツ振興課長** この運動部活動の休養日の一番大きな狙いは、これは国のガイドラインが示しているんですが、いわゆる今後少子化が進んで、学校のほうも部活動の運営そのものが見直されていかなければならないと。そう

いう中で、いろんな多様な部活動というのを認めていかなければ今後成り立っていかないだろうと。

そういう中で、競技力向上を目的とする部活動だけではなく、少し同好会のような部活動についても、あるいはそういう上を目指すというところの部活動というところについても、いろんな形で持続可能な部活動をやってくださいというオーダーになっております。

ここに運用の工夫ができることを少し示しましたが、本来なら一番の大きな狙いは、やっぱり年間計画、あるいは月間計画、あるいは週間のスケジュール等を見直して、短時間で効率的なしっかりした科学的指導による部活動にするというのかなということが一番大きいところではあります。

週2日という形ではありますが、少し長いスペインで、例えば休養日を設定するときに定期テストのお休みでありますとか、ほかのいろんな学校行事のお休みでありますとか、そういうところを見ながらいろんな形で、合理的な形で進めていくことになろうとも思いますし、また、ほかの競技団体のほうでも今カテゴリー制の強化対策というところが進んでおりますので、そこは外部の体育協会を初め、競技団体、いろんなところとも連携しながら、いろんな子供のニーズに応じた部活動をやっていくということになろうかと考えております。

○横田委員 宮崎は2巡目国体という大きな目標があるわけです。今、例えばスポーツの世界で活躍しているアスリートを見ると、もう3歳、4歳の小さいころからずっと取り組んできて選手がすごく活躍している事例ってたくさんあると思うんです。だから、指定校にいる子供だけがそんなすごい能力を持っているとは限ら

ないじゃないですか。そのあたりをどうやって見つけて、発掘して、2巡目国体に向かわせていくのかとか、すごく難しいと思うんですけども。

○萩尾スポーツ振興課長 今、県の体育協会のほうでも、ジュニア発掘のためのいろんな体験教室等をやっております。また、別にワールドアスリート育成発掘事業などもやっておりますので、競技団体等とまた連携して、小さい年代からの発掘の育成システムや8年後の競技団体の強化計画、そういうところをしっかりと見据えて、連携してやっていく形になろうかとは考えているところであります。

○日高副委員長 ことし4月から国の基準に基づいて取り組みを進めていращやるということなんですけれども、実際、週休2日以上のお休みについて、取り組んでいращやるという割合とかはわかるでしょうか。

○萩尾スポーツ振興課長 全国体力・運動能力生活習慣等調査というのがありまして、今年度については、今から調査をするんですけれども、平成29年度の5月から7月の調査で本県の週に1回以上お休みしている中2の生徒ですが、約週1回、学校が設定しているのが91%。昨年は週1日でしたので91%となっております。土日、月1回設定している学校が84%となっております。

○日高副委員長 現場の力を入れていращやる監督は、もう休みは必要ないという方もたくさんいращやるんですけれども、実際、やっぱりこう新しいものに取り組んでいくのは本当に難しいと思うんですが、いつまでにこの形をつくっていくという期限は設定はされているんでしょうか。

○萩尾スポーツ振興課長 きょう、これをお示

しをさせていただいて、10月の初めにはこの方針を市町村教育委員会とそれから学校法人等に御説明をする段取りになっております。

それを受けまして、市町村教育委員会、あるいは、学校法人の設置者等は今年度の3月に学校が方針を出すような形で進めていくということになりますので、それ以前に方針を出して、それを学校のほうが受けて、今年度末までには各学校の方針を出していただくと、そういう流れで進めていきたいと考えております。

○日高副委員長 やはり、ある程度しっかりした形をつくっていかないと、ふるさと納税みたいな形になっていっちゃうんじゃないかなと思いますので、しっかりとつくっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○横田委員 点検及び評価についてなんですけれども、開かれた学校づくりの推進がC評価ということですが、開かれた学校づくりは、どういうイメージで考えればいいのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○中嶋教育政策課長 今、お話がありました開かれた学校については、お手元に冊子がございますので、そちらをごらんください。教育委員会の点検・評価の冊子の14ページをごらんいただくと、具体的な評価に至った分析というか、中身が載っております。まず、今お話のあった開かれた学校というのは、その施策の3のところを書いてありますが、上から3段目にあります地域住民との連携や協働の推進、あと、学校運営の工夫や改善とか、そういったものが中身になっております。そこに指標が載っておりますけれども、これは宮崎の教育に関する調査で、学校関係者などにアンケートをとったもので、その回答が、29年度は97.9ということで、非常に高いんですが、たまたまといいますか、

平成23年度の、最初の基準値が非常に高かったものですから、しかも、目標100としていることでもあります、高どまりはしているんですけども、そちらの基準値を下回っているということもあります、Cということになっている状況でございます。

○横田委員 評価の基準を見ると、C評価は、一部に成果が上がっていない項目があるというふうに書いてありますけれども、この一部というのはどういうものを指すんですか。

○中嶋教育政策課長 右側の15ページの分析のところに、施策の分析を書いておりますけれども、取り組み自体はいろんな取り組みを行っているんですけども、マイナスになった要因としてはその指標が低かったということがあります。それが一つと、もう一つは、分析の一番下に、コミュニティ・スクールと書いてあると思いますけれども、非常に今開かれた学校というのが叫ばれているんですが、そこ辺の取り組みが昨年度は必ずしも十分でなかったということもあります、今回についてはCということです。ただ、かなりBに近い形のCということで認識しております。

○横田委員 ということは、今年度は改善の方に向かっていくということで理解してよろしいでしょうか。

○中嶋教育政策課長 はい。また、こういったコミュニティ・スクールとか、先ほども今後の方向性で述べましたけれども、そういったところを中心に、今年度から次年度にかけて取り組んでいきたいと考えております。

○横田委員 いつも言われるんですけど、学校は地域の中心的存在だというふうな言われ方もしますので、ぜひ、ここらあたりも力を入れていただいて、A評価に近づけていただければ

ばと思います。

○徳重委員 国体が2026年ということになりますと、あと、8年ということですね。今の高校生が中心になっていくのかなと考えますときに、小学生から選手をある程度選んでというか、考えていかないと、もう間に合わないんじゃないかなという気がするんですよね。前の国体ではどういう成績でしたか。前の国体の成績をちょっと教えてください。

○萩尾スポーツ振興課長 1巡目国体では、天皇・皇后杯を獲得ということでございます。

○徳重委員 ほかの県がどうだったかわかりませんが、ぜひ、天皇・皇后杯を獲得してほしいと県民は皆思っているわけですから、それに近い結果を出さないといけないんじゃないかと思っていますんですよ。子供もどんどん少なくなっていくし、また、スポーツ少年団等々に入っている子供たちも年々少なくなっていくような状況が見られている中で、相当しっかりした計画を立てないと、もう、とてもじゃないが無理じゃないかなと、こういう気がしてならないんですが。そこ辺のところ、県がどういう方向づけをしたいのかなと。やはり、1巡目国体のときに天皇・皇后杯をとったときのことをちょっと思い出すと、何年も前から、すごく取り組みが早くて、もう国体モードが県内に漂ったような感じがしておりました。考えると、今はもう生ぬるいんじゃないかなという気さえております。

陸上競技場、体育館、プール、いろんなことで競技団体がたがたしているような感じがしますし、早く体制を整えて準備してほしいなという気がしてなりません、どういう流れを考えていらっしゃるのか、ちょっと教えてください。

○萩尾スポーツ振興課長 この2巡目の国体については、本当委員のおっしゃるとおり、天皇杯獲得となれば、この目標にも書いてございませとおり、2,700点ということになりまして、40競技ほどございしますが、そのうちの35競技ほどで1種別でも優勝を何かとらなければ、非常に難しい数字なのかなというふうに考えております。

そこで、この資料の18ページにも具体的な対策で載せておりますが、推進体制の整備・充実ということで、やはり、まずは宮崎県全部のいろんな団体、官民一体となったところと連携して、まずは競技力向上対策本部を設立をいたしましたので、まず、そこで、県、それから市町村、それから企業の方々、学校、体育団体、いろんな方々の御意見を伺って、その組織をまずつくったところであります。

それに伴って、そこの③にあるとおり、会場市町村に、それぞれ今度は37競技が振り分けられます。そこでの強化です。

それから、一番下にある関係団体等の組織の整備、連携強化ということになりますので、これはもう全て一丸となって、そこに社会人アスリート等もありますけれども、そういう流れの中で、この推進体制の整備、それから選手の発掘、育成強化、指導体制の強化、環境条件の整備。この4本柱をしっかりと立てて、順次一つ一つ充実させていく形をとろうというふうに考えております。

委員がおっしゃるとおり、効果的な小学校からの一貫指導体制を確立し、終わっても持続的につながるかということを考えておりますので、そういうところで、少年、青年、そこの連携も含めて、一所懸命、連携しながら頑張っていきたいというふうに思っているところであります。

す。

○徳重委員 それぞれの競技団体のトップの考え方というのは非常に大きいかなと。やはり、組織的なものでないと、個々ではなかなかうまく吸い上げ切らないんじゃないかなという気がしてならないものですから、ぜひ、競技団体のトップの体制を種目ごとに早く決めて、あと、七、八年、あなたが中心に頑張ってくれよという体制ができないと、それから動くようであったら、なかなか進まないんじゃないかなという気がしております。そういう競技団体の組織はうまくいきそうな感じなんですか。

○萩尾スポーツ振興課長 これは県の体育協会のほうで、各競技団体のヒアリング等を行わせていただいて、それに私たちも参加させていただいて、今、ちょうど、福井国体の直前ということですが、この福井国体が終わった後に今年度1年間の九州ブロック国体を含めた反省。短期的には、福井国体、ことし1年どうだったかという反省と、それから中長期的には、ここに3年ごとに10位ずつ上がるような計画を示しましたが、競技団体のほうでも、この計画にのっとった計画、そういうところをより誰を強化の担当にして、少年それから青年、そこは誰が強化していくんだというようなところを構築して、年度ごとに短期的にやっていくものと、中長期的にやっていくものの計画を具体的に立てていただいて、また協議していこうというふうに考えているところであります。

○徳重委員 よろしくお願ひしときます。

○凶師委員 徳重委員の発言に関連してなんですけど、やはり、私も心配をしております。今、御答弁にあったとおり、各競技団体の運営側とどのような意見の整合性をとっていかれるのかなと。この間も、マスコミで大きく取り上げら

れましたが、陸上競技場の整備に関しては、県の陸上競技団体の理事会のほうで、やはり、山之口への整備には抵抗を示されておいて、署名活動で、1万3,000人余りの方の署名を今県のほうに提出されております。この署名の400名余りは県外の方からで見直してほしいと。つまり、県外の方がなぜ署名されるのかというのは、今まで利用されていた方々の関係団体からの署名だということです。中には、パブリックコメントに寄せられている意見でも、青山学院の陸上部の監督さんとか、日本陸上競技連盟の強化委員のコーディネーターの方とか、大阪学院大学の学部長——この方が陸上競技のほうの指導者なんでしょうけれども——等々の方々からも不安視されるようなコメントもたくさん出ておりますが、このコメントなり署名に対しての県側の答えも求められておりますが。これをしっかりされて、先ほど言った整合性を保っていかなくちゃいけないと思うんですけれども、このあたりの今後の展開というか、協議はどのように進めていかれる御予定か教えてください。

○萩尾スポーツ振興課長 県有3施設については、国体準備課のほうで進めていっているところであります。私たちは、競技団体、いわゆる競技力向上ということを第一にやっていきたいと思っております。陸上競技団体のいろんな御意見もお伺いしています。それぞれの団体さんのところも非常に気持ちはわかるし、今までやってきた経緯もありますので、そういうところはわかるんですけれども、もう県で、全県的なスポーツ振興と、4点セットで考えていくと。木花を中心にしながらも、体育館、プール、陸上競技場、それぞれつくっていったら、今後その地域の振興であるとか、競技力向上はもとより、スポーツ振興でありますとか、いろんな形での

全県的な波及という意味で、そういう形にしようということ、もう、これは決定されたわけですから、そういう中で御意見を伺いつつ、陸上競技場については、今の木花もあるということ。いろんな形でのすみ分けではありませんが、いろんな陸上競技の協会としても、延岡にも西階陸上競技場がありますし、いろんな形での全県的な強化みたいなところを考えていただきつつ、これはもう、みんながスポーツを愛するんだと、未来の宮崎づくりをしていくんだと、そういう考え方になっていただいて、これは取り組んでいかなければいけないのかなというふうに考えているところであります。

ですから、もう、そういう意味では、いろんな意味で競技団体の皆様にも御理解をもらいつつ、そういう広くやるんだという考え方で、振興を進めていきつつも、競技力向上は、天皇杯を目指していくということに、私たちはしっかり頑張っていきたいと思っているところであります。

○函師委員 わかりました。理解はしたいんですけれども、寄せられている意見に、じゃあ、それで答え切れているのかというのが非常に不安で。やっぱり、アスリートファーストになってないという。また、運営側スタッフに対しての配慮も、まだまだ足りてないということがよく、この意見書の中には出てきております。ですから、要は、アスリートファーストはもちろんなんですけど、全県的なスポーツ振興を図っていくということを両輪にするのであれば、そういうビジョンに対して、ソフト面の対策ですね。ここの意見書なり、署名活動の中に出てきていくようなものの不安を早く払拭して、各団体と整合性をとっていく必要があると思いますし、私が聞いているのは、今後は陸上だけでなく、

野外科技部門の方々もこれに賛同してくるのではないかなという動きも聞いておりますので、そうなってくると、もう、運営スタッフ側が全部県のビジョンから離れていってしまうのではないかなという心配があるものですから、そのあたりを早目早目に。歩み寄りがない限りには競技力向上へのシフトチェンジというの、なかなか難しいような気がしてですね。いかがでしょう。

○萩尾スポーツ振興課長 役員さんに対する、いろんな手だてでありますとか、競技役員の育成でありますとか、運営側の大きな課題。それは国体準備課のほうで進めていくという形になっていきますので、私どもは、しっかり、県として連携して進めていきたいと思っておりますし、また、競技団体のほうにも御理解いただけるような形でのスポーツ振興ということでお願いしていくことになるのかなというふうには考えているところであります。

○横田委員 全国中学校体育大会についてですけど、男子ソフトボールで久峰中学校が優勝しました。このメンバーは全員軟式野球をしていたということで、軟式野球で負けたから、急遽ソフトボールに移って、全国優勝したということで、ええ、こんなこともあるんだろうかと正直びっくりしたんですけれど。でも、何かこう、示唆するものもあるような気もするんです。この久峰中学校の優勝に対して、スポーツ振興課長はどんなふう感じ取っておられるか、お聞かせいただきたいんですけれど。

○萩尾スポーツ振興課長 中体連では、実は今そういう、競技数の少ない競技については地区予選をせず一発で県大会に行ける競技を幾つか設定しております、ソフトボールもその一つということになります。軟式野球は地区予選

を経て県大会という形になるんですけど、地区の予選で、そういうところが負けて、多分ソフトの経験者がおられて、競技人口が少ないですから、多分話をされて、ソフトに出て優勝したと。その後、九州大会に2校行けるんですけども、久峰中と門川中が九州の1、2位になって全国大会の出場権を得たと。2校が行って、結果が出たということですので、私は、これは意図的ではなく、多分非常にレアなケースかなというふうには思っているところです。ただ、中体連のほうが競技の人口の少ない、そういう学校単位での参加、それで県大会に行けるところはスポーツ振興でやろうということに認めていますので、そういう意味でも、私は今のこの制度、そこは中体連がしっかり考えていただきつつ、2巡目国体においては、そういうシステムも含めて盛り上げていくほうがいいのかというふうには思っているところで、肯定的に私は捉えたいと思っているところであります。

○渡辺委員長 それでは、その他報告事項についての質疑は以上といたします。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時12分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

報告事項等について、局長の説明を求めます。

○函師企業局長 企業局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、一言御礼を申し上げます。

去る7月15日に一ツ瀬川県民ゴルフ場におきまして、宮崎県企業局電気事業80周年記念コンペを開催したところでございますが、大変御多忙な中、当委員会から、日高副委員長、徳重委員、横田委員に御参加をいただきました。まことにありがとうございました。

企業局といたしましては、引き続き、地域振興事業を含め3事業の円滑な推進を図り、健全経営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、今後とも、御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いをいたします。

それでは、座って資料の説明をさせていただきます。

お配りしております委員会資料の表紙をおめくりください。

企業局では、今回議案はございませんが、提出報告書関係が1件、その他報告事項が1件の合計2件でございます。

まず、1の提出報告書についてであります。県が出資している法人等の経営状況についてでございます。

これは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定によりまして、企業局が出資をしております一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの経営状況等について御報告するものであります。

次に、2のその他報告事項でございますが、一ツ瀬川県民ゴルフ場のコース冠水被害について御報告するものであります。

詳細につきましては、経営企画監より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 それでは、報告事項に関する説明を求めます。

○新穂経営企画監 県が出資している法人等の経営状況について御報告いたします。

お手元の平成30年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の149ページをお開きください。

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター、平成29年度事業報告書であります。

まず、1の事業概要でございますが、当センターは、企業局が設置した一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者として、ゴルフ場の管理運営を行いました。

なお、当センターは、平成18年4月1日から指定管理者として指定を受け、現在は3期目となっております。

また、平成24年4月1日に一般財団法人に移行したことに伴う公益目的支出計画を引き続き実施しました。

この公益目的支出計画といいますのは、新しい公益法人制度において、それまでに受けた寄附などの財産を公益の目的のために支出していく計画のことでありまして、当センターの場合は、基本財産を出資者である県と新富町に計画的に寄附していく計画を立てることにより、一般財団法人としての認可を受けているところであります。

なお、指定管理に当たっては、施設の利用料金を全て当センターの収入とする利用料金制を導入しており、その中から、一定額を企業局に納付する協定を結んでおりまして、この納付金が企業局の地域振興事業の主な収入となっております。

次に、2の事業実績でございますが、(1)の

指定管理業務に係る事業費は、1億667万7,000円となっております。施設の管理運営の実績といたしましては、ゴルフコースの利用者数が2万9,840人、主催コンペの開催数が171回で、参加者数が1万3,808人、カートの貸し出し者数が2万6,372人、レストランの利用者数が2万2,239人などとなっております。

次に、(2)の公益目的支出計画の実施に係る事業費は100万円で、県に70万円、新富町に30万円寄附いたしました。

次に、150ページからの3の貸借対照表以下、経営状況の詳細につきましては、後ほど御説明いたします経営評価報告書と重複しておりますので、ここでは省略させていただきまして、先に、今年度の事業計画について御説明いたします。

154ページの平成30年度事業計画書をお開きください。

1の事業概要は、先ほど御説明いたしました平成29年度と同様であります。

2の事業計画でございますが、(1)の指定管理業務に係る事業費は、1億1,262万円で、事業内容は平成29年度と同様であり、ゴルフコースの目標利用者数は3万3,500人、主催コンペの目標参加者数は1万6,000人に設定しております。これらの目標利用者数については、現在の第3期指定管理者募集時の利用者数の動向を踏まえ、設定された数値であります。

また、(2)の公益目的支出計画の実施につきましては、前年度と同様、県と新富町に合計100万円を寄附する内容となっております。

次に、155ページの3の収支予算書をごらんください。

まず、収入の部でございますが、予算額の合計は1億1,271万9,500円で、ゴルフコースの利

用料収入、カート使用料、レストランの売り上げなどが主な収入となっております。

増減で前年度より83万8,500円の増収としておりますのは、ゴルフ場の平日の利用料金の見直しを行ったためであります。

次に、支出の部の予算額の合計は、1億1,271万9,500円で、前年度より83万8,500円の増となっております。これは修繕費などの経費の増加などによるものであります。

その結果、一番下から3段目の当期収支差額の欄につきましては、差し引きゼロ円を見込んでおります。

次に、211ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書について御説明いたします。

まず、上の表の当センターの概要ですが、上から3番目の欄にありますとおり、設立は平成元年11月18日、その下の欄ですが、総出資額は400万円、うち県出資額が280万円で、出資比率は70%となっております。

次に、中ほどの表の県関与の状況であります。人的支援については、役員数の合計は5人で、県の退職者が1人、それ以外が4人となっております。また、職員数は、平成29年度が10人、平成30年度が9人で、全てプロパー職員であります。

その下の財政支出等につきましては、一昨年の台風16号によりコースが冠水被害を受けたため、基本協定書の規定に基づき、平成28年度に、修繕費用の一部として154万円を県から修繕費用負担金として支出しております。

なお、その他の県からの支援等については、該当ありません。

次に、下の表でございますが、実施事業につきましては、先ほど御説明いたしました事業報

告書の内容と同様でございます。

その下の活動指標であります。①のゴルフ場利用者数は、平成29年度は目標値3万3,500人に対し、実績値2万9,840人で、達成度は89.1%となりました。

また、②の主催コンペ年間参加者数は、目標値1万6,000人に対し、実績値が1万3,808人で、達成度は86.3%となりました。

212ページをお開きください。上の表の財務状況から御説明いたします。

まず、一番上左側の正味財産増減計算書でございますが、平成29年度の欄をごらんください。一番上の経常収益は1億166万9,000円、経常費用は1億667万7,000円で、差し引きの当期経常増減額は500万8,000円のマイナスとなりました。

これから、当期経常外費用7万1,000円を差し引いた当期一般正味財産増減額は、507万9,000円のマイナスとなりました。

一般正味財産期首残高が当初433万9,000円ありましたので、一般正味財産期末残高は、この507万9,000円を差し引きまして、マイナス74万円となります。

当期指定正味財産増減額は、特定寄附を実施したため、マイナス100万円となり、指定正味財産期首残高500万円から、この100万円を引いて、指定正味財産期末残高は400万円となりました。

その結果、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高を合計しました正味財産期末残高は、326万円となっております。

次に、右上の貸借対照表の平成29年度の欄をごらんください。

資産は1,696万7,000円で、その内訳は、現金預金などの流動資産が1,248万3,000円、定期預金、機械装置などの固定資産が448万4,000円となっております。

次に、負債は1,370万7,000円で、未払金、仮受金などの流動負債のみとなっております。

資産から負債を差し引いた正味財産は326万円で、その内訳は指定正味財産が400万円、一般正味財産がマイナス74万円となっております。

次に、下側の財務指標の平成29年度の欄をごらんください。

①の利用料金収入は、目標値7,611万2,000円に対し、実績値6,747万6,000円となり、達成度は88.7%となりました。

②の人件費は、目標値4,397万8,000円に対し、実績値4,155万9,000円となり、達成度は105.5%となりました。

③の自主事業収入は、目標値3,576万9,000円に対し、実績値3,410万2,000円となり、達成度は95.3%となりました。

なお、平成30年度と31年度の目標値につきましては、下の欄の指標の設定に関する留意事項にありますように、平日の利用料金の見直しなどを踏まえて、目標値を変更しております。

次に、その下の表の直近の県監査の状況ですが、昨年12月に財政援助団体等監査を受け、その結果、県からの借り受け車両について、法定定期点検整備を実施していないものが見受けられたとの指摘を受けました。

指摘を踏まえ、早急に点検整備を実施するとともに、今後は漏れが生じることのないよう、適正に実施することとしておりまして、車両の適正な管理に努めるよう指導を行ったところがあります。

最後に、総合評価でございますが、右の欄の県の評価をごらんください。

活動内容については、先に御説明しましたとおり、ゴルフ場利用者数等の実績について目標を達成することはできず、今後の改善が求めら

れると考えます。

また、県内ゴルフ人口の減少傾向や周辺ゴルフ場との利用者獲得競争の激化など、厳しい状況ではありますが、引き続き、新規利用者の開拓等の誘客対策に取り組んでいく必要があると考えます。

財務内容につきましては、平成29年度の収入は前年度を下回った上、前年度より人件費が増加したことなどによる経費増により、単年度収支赤字が発生しております。

今後の財政基盤を安定させるためには、経費の節減に努めるとともに、より一層の収入確保に努める必要があると考えます。

なお、組織運営につきましては、適切に人員が配置され、効率的に業務が推進されているものと考えます。

これらを踏まえ、評価につきましては、活動内容と財務内容はやや課題ありとしてC、組織運営はほぼ良好としてBとしたところでありませ

以上が、当センターの平成29年度事業報告書、平成30年度事業計画書及び経営評価報告書の説明となります。

なお、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の、平成31年度以降の次期指定管理者につきましては、6月議会の常任委員会で御説明を行い、現在選定手続を行っているところですが、9月3日の締め切りまでに、当センターからの申請はなかったところがあります。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 報告事項に関する説明が終了しました。質疑がありましたら、お願いいたします。

○徳重委員 29年度は、かなりゴルフ利用者が減ってきたということもありますし、先ほどおつ

しゃったとおり、近隣のゴルフ場との競争、ゴルフ人口の減少等々もありまして、これから、なお、厳しくなっていくんだろうなという感じがしております。若者がなかなかゴルフをしないということもあるようですし、今回も一部冠水したということでございますが、ゲリラ豪雨みたいなことで、冠水が二、三回起こるといようなことになると、もう、とてもじゃないが、相当の赤字になってくるのかなという気がするんですが、幸いに、ここ一時、そういう大きな災害がないからいいものの、そこ辺の想定は考えてらっしゃるのか。先の展望が開かれないような気がするんですが、その辺の考え方、どう考えてらっしゃるかなという気がしたんですが。

○新穂経営企画監 ことしも7月当初に台風と西日本豪雨のために冠水しております。合計9日間クローズしているということで、河川敷ゴルフ場として、冠水して営業できない状況は今後も考えられるというふうに考えております。その中でも、やはり、委員のおっしゃるとおり、今後、利用者数が減って、大変な状況だということも考えられますので、次期指定管理期間が5年間ありますので、新しい指定管理者と一緒にしまして、ゴルフ場利用者数をいかにしてふやしていくかというのを考えながら、また、実行しながら、次の指定管理期間頑張っって、利用者の状況、これを見ていきたいというふうに思っております。

○徳重委員 今おっしゃったとおりだろうと思うんですが、コンペが非常に少なくなってきたなどというのは一般のゴルフ場でも言われておるんですよ。また、大きなコンペがほとんどなくなったというように、どのゴルフ場も非常に心配されているようです。今ほかのゴルフ場では、大体ほとんどのところで7時半ごろか

らの早朝ゴルフをやっているようです。ここは、特に夏は、やっているんですか。

○新穂経営企画監 同じく夏場に早朝と薄暮をやっております。

○図師委員 今の指定管理者がもう撤退ということで、次の指定管理者が決まるんでしょうけれども、5年以内に黒字化が順調に推移していけばいいと思うんですが、最悪の事態、赤字が続いた場合、指定管理者が手を引くということも考えられますが、今後、抜本的な見直し、例えば、閉鎖という選択肢が実際あるのか。もしくは、もうゴルフ場ではなく、ほかの健康増進のための施設としての再利用という選択肢があるのか。幾つか考えられているものがあれば、教えてください。

○新穂経営企画監 先ほど御説明しましたように、今後、利用者数が減ってきてまして、事業継続ができないということもあるかと思えます。そうした場合には、まずは地元、新富町さんと今後、そのままゴルフ場でやっていくことはできるのかというのが、まず第一だと思います。それか、グラウンドゴルフ等もありますので、そちらでやるとかいうのを検討した上でやりたいと。何もやらないとなりますと、河川敷が草ぼうぼうになってしまっって、河川環境が悪くなってしまうということもございますので、できる限り、河川環境を維持できるようなものに、まずは検討して、それでもだめなら、廃止ということになるかなとは思っています。

○図師企業局長 経営企画監の回答とほとんど同じだとは思いますがけれども、現在、一ツ瀬川のゴルフ場が平成2年のオープン以来、28年間、県民の皆様に慕っていただきまして、高齢者の方が半分程度いらっしゃいますけれども、県民の健康増進等に役に立っている施設だというふ

うに思っております。

また、地元新富町さんにおかれては、従業員の方が10名程度、あそこに勤めていらっしゃるし、レストランの食材関係も、地元の産品も大分使っております。

それから先ほどもありましたけれども、もともと、あそこは、河川敷で草がぼうぼうとしている地域だったと、ごみ捨て場になっていたと、そういうふうに聞いておりますけれども、そこがゴルフ場としてしっかり管理することで、景観上も非常にきれいになっておりますし、環境的には、非常によくなっているというふうに思っております。そういうことで、大変メリットもあるというふうに思っております。

ただ、先ほど徳重委員から御指摘がございましたとおり、最近ゴルフ人口が随分減ってきていて、特に若い人が少なくなってきました。

それから、後で御説明いたしますけれども、ここは河川敷ということで、大きな洪水の際には冠水のおそれもあると。最近では平成28年度に一度つかりました。ことしも7月につかりました。おかげさまで、そんなに大きな被害ではなかったんですけれども、最近の日本の異常気象を見ると非常に大きな洪水がいつ来ないとも限らない。そういうリスクも、確かにはらんでおります。

私どもといたしましては、何とか次の指定管理者の決定をさせていただいて、5年間は少なくとも続けていきたいというふうに思っております。

この5年間に、先ほど申しましたようなメリット、それからデメリット、リスクですね、こういったことも総合的に勘案しながら、場合によっては、委員御指摘のとおり閉鎖ということも視野に入れながら、この一ツ瀬川の県民ゴルフ場

をどういうふうに今後活用すべきかということ、次の指定管理期間でしっかり考えていきたいというふうに思っております。

○渡辺委員長 ほかは、よろしいですか。

それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○新穂経営企画監 私から、一ツ瀬川県民ゴルフ場のコース冠水被害につきまして、御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

1の概要であります。平成30年7月の台風7号の接近及び西日本豪雨の影響により、一ツ瀬川県民ゴルフ場のコースが2度にわたり冠水し、9日間のクローズ、閉鎖を余儀なくされたものであります。

2の被害内容であります。まず1度目の7月3日ではありますが、台風7号の接近によりまして、コースが全面冠水いたしました。

主な被害内容としまして、一ツ瀬川からのコース内への流木などの流入、一部バンカーの砂のバンカー外への流出、10番、11番ホールを中心とした泥の堆積などがありました。

また、7月7日には、西日本豪雨の影響により、コースが再度全面冠水いたしました。被害内容としましては、1度目の冠水とほぼ同様でありました。

3のクローズ期間及び復旧状況であります。クローズ期間は、7月3日から11日までの9日間にわたりました。

また、(2)の復旧状況であります。7月12日より、アウトコースの9ホールのみで営業を再開するとともに、7月13日より全面営業再開をしたところであります。

4の指定管理者による復旧費用であります。シルバー人材センター及びアルバイト人件費や、

バンカー砂等の経費として、約40万円を要したところであります。

なお、一番下の写真ですが、左側が7月7日13時ごろのコースの冠水状況で、右側が泥の除去作業の状況であります。

今後も台風シーズンが続きますが、コースが冠水しました場合には、指定管理者とも連携の上、迅速な復旧に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 引き続き、一ツ瀬川県民ゴルフ場のコースの冠水被害についてということでございましたが、質疑がございましたらお願いいたします。

○河野委員 指定管理者による復旧費用が40万、これは3日の被害と7日の被害と合わせての復旧費用ということでしょうか。泥の除去作業の様子というのは、これは7日の冠水の後の様子でしょうか。3日以降も除去作業というのは。

○新穂経営企画監 まず、3日に冠水しております。その2日後、7月5、6日で、このように泥の除去作業を行ったところでありますが、7日に再度冠水したことから、続けて、また、7月8日から10日まで、第2回目の冠水を挟みまして、合計5日間、このような泥の除去作業等を行ったところであります。

経費につきましては、9日間のクローズの復旧作業に要したものであります。

○渡辺委員長 ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。大変お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時42分休憩

午後2時43分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、あさって、21日に予定をしております委員協議についてですが、今回当委員会に付託された案件がございませんので、採決がございません。このまま、委員協議を続けるということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてですが、委員長報告の項目について御意見がありますでしょうか。

暫時休憩します。

午後2時43分休憩

午後2時46分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨

に議長に申し出ることといたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時47分休憩

午後2時50分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

11月1日の閉会中の委員会につきましては、いただきました御意見等をもとに委員会を開催等することとし、内容につきましては、正副委員長に一任をいただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 そのようにいたします。

その他で、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、委員会を終了いたします。

午後2時50分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創